

令和 7 年

第 1 回小山市議会定例会
議 案 書

小 山 市

令和 7 年第 1 回小山市議会定例会付議事件表

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 1 号	令和 7 年度小山市一般会計予算	別冊
議 案 第 2 号	令和 7 年度小山市国民健康保険特別会計予算	別冊
議 案 第 3 号	令和 7 年度小山市介護保険特別会計予算	別冊
議 案 第 4 号	令和 7 年度小山市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議 案 第 5 号	令和 7 年度小山市病院事業債管理事業特別会計予算	別冊
議 案 第 6 号	令和 7 年度小山市墓園やすらぎの森事業特別会計予算	別冊
議 案 第 7 号	令和 7 年度小山市栃木県南地方卸売市場特別会計予算	別冊
議 案 第 8 号	令和 7 年度小山市与良川水系湛水防除事業特別会計予算	別冊
議 案 第 9 号	令和 7 年度小山市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
議 案 第 1 0 号	令和 7 年度小山市水道事業会計予算	別冊
議 案 第 1 1 号	令和 7 年度小山市下水道事業会計予算	別冊
議 案 第 1 2 号	令和 6 年度小山市一般会計補正予算（第 7 号）	5
議 案 第 1 3 号	令和 6 年度小山市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	4 7
議 案 第 1 4 号	令和 6 年度小山市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	5 6
議 案 第 1 5 号	令和 6 年度小山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	6 4
議 案 第 1 6 号	令和 6 年度小山市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 号）	7 0
議 案 第 1 7 号	令和 6 年度小山市水道事業会計補正予算（第 2 号）	7 2
議 案 第 1 8 号	令和 6 年度小山市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	7 8
議 案 第 1 9 号	手と心でつなぐ小山市手話言語条例の制定について	8 6
議 案 第 2 0 号	小山市災害危険区域の指定に関する条例の制定について	8 9
議 案 第 2 1 号	組織改編に伴う関係条例の整備について	9 2

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 2 2 号	小山市職員の給与に関する条例等の一部改正について	9 6
議 案 第 2 3 号	小山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	1 4 9
議 案 第 2 4 号	小山市国民健康保険財政調整基金条例等の一部改正について	1 5 2
議 案 第 2 5 号	小山市使用料手数料審議会条例の一部改正について	1 5 5
議 案 第 2 6 号	小山市公共自転車駐車場条例の一部改正について	1 5 7
議 案 第 2 7 号	小山市有墓地設置条例の一部改正について	1 6 2
議 案 第 2 8 号	小山市国民健康保険税条例の一部改正について	1 6 4
議 案 第 2 9 号	小山市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部改正について	1 6 7
議 案 第 3 0 号	小山市手数料条例の一部改正について	1 7 1
議 案 第 3 1 号	財産の取得について	1 9 2
議 案 第 3 2 号	地方独立行政法人新小山市市民病院第 4 期中期計画の認可について	1 9 3
議 案 第 3 3 号	監査委員の選任について	2 1 9
議 案 第 3 4 号	教育委員会委員の任命について	2 2 0
議 案 第 3 5 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	2 2 1
報 告 第 1 号	専決処分の報告について	2 2 2
報 告 第 2 号	専決処分の報告について	2 2 5

令和6年度小山市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度小山市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,085,661千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,451,517千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により繰越して使用することのできる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年2月12日提出

小山市長 浅野正富

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		29,331,410	514,020	29,845,430
	1 市 民 税	12,424,888	514,020	12,938,908
11 地 方 交 付 税		1,982,000	646,957	2,628,957
	1 地 方 交 付 税	1,982,000	646,957	2,628,957
13 分担金及び負担金		668,695	△12,950	655,745
	1 負 担 金	668,695	△12,950	655,745
15 国 庫 支 出 金		13,481,412	403,154	13,884,566
	1 国 庫 負 担 金	9,298,480	66,381	9,364,861
	2 国 庫 補 助 金	4,144,188	336,773	4,480,961
16 県 支 出 金		5,971,028	△121,344	5,849,684
	1 県 負 担 金	3,757,276	△26,475	3,730,801
	2 県 補 助 金	1,595,505	△67,246	1,528,259
	3 委 託 金	618,247	△27,623	590,624
17 財 産 収 入		101,205	280	101,485
	1 財 産 運 用 収 入	63,837	280	64,117
18 寄 付 金		5,301,223	502,500	5,803,723
	1 寄 付 金	5,301,223	502,500	5,803,723
19 繰 入 金		3,746,509	△504,259	3,242,250
	1 基 金 繰 入 金	3,745,498	△504,259	3,241,239
21 諸 収 入		3,366,561	△389,497	2,977,064
	3 貸付金元利収入	2,742,640	△309,497	2,433,143
	5 雑 入	588,063	△80,000	508,063
22 市 債		5,623,500	46,800	5,670,300
	1 市 債	5,623,500	46,800	5,670,300
歳 入 合 計		78,365,856	1,085,661	79,451,517

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		424,222	△5,321	418,901
	1 議 会 費	424,222	△5,321	418,901
2 総 務 費		14,247,686	830,479	15,078,165
	1 総 務 管 理 費	12,715,742	865,064	13,580,806
	3 戸籍住民基本台帳費	689,753	3,823	693,576
	4 選 挙 費	226,470	△38,408	188,062
3 民 生 費		28,160,729	△120,407	28,040,322
	1 社 会 福 祉 費	11,114,255	41,291	11,155,546
	2 児 童 福 祉 費	14,381,028	△161,698	14,219,330
4 衛 生 費		7,081,324	79,132	7,160,456
	1 保 健 衛 生 費	6,242,456	106,632	6,349,088
	2 清 掃 費	838,868	△27,500	811,368
5 労 働 費		89,540	△9,916	79,624
	1 労 働 諸 費	89,540	△9,916	79,624
6 農 林 水 産 業 費		1,479,865	77,221	1,557,086
	1 農 業 費	1,459,998	73,728	1,533,726
	2 林 業 費	19,777	3,493	23,270
7 商 工 費		3,458,599	△164,581	3,294,018
	1 商 工 費	3,458,599	△164,581	3,294,018
8 土 木 費		8,258,732	△275,490	7,983,242
	1 土 木 管 理 費	480,328	△15,880	464,448
	2 道 路 橋 梁 費	1,809,928	△19,800	1,790,128
	3 河 川 費	1,226,493	△24,000	1,202,493
	4 都 市 計 画 費	4,565,182	△215,810	4,349,372
10 教 育 費		6,353,046	674,544	7,027,590
	2 小 学 校 費	1,300,160	316,200	1,616,360
	3 中 学 校 費	756,488	219,643	976,131
	4 社 会 教 育 費	1,038,885	0	1,038,885
	5 保 健 体 育 費	1,921,961	138,701	2,060,662
歳 出 合 計		78,365,856	1,085,661	79,451,517

第2表 継 続 費 補 正

1 変 更

No.	款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
				総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2	8 土 木 費	3 河 川 費	一 級 河 川 豊 穂 川 河 道 整 備 事 業	千円 995,000	令和 6年度	千円 225,000	千円 995,000	令和 6年度	千円 225,000
					令和 7年度	770,000		令和 7年度	41,000
					令和 8年度			令和 8年度	445,800
					令和 9年度			令和 9年度	283,200
3	8 土 木 費	3 河 川 費	一級河川豊穂川 河道整備に伴う 橋梁架け替え事業	564,000	令和 6年度	175,000	564,000	令和 6年度	151,000
					令和 7年度	389,000		令和 7年度	201,200
					令和 8年度			令和 8年度	211,800

第3表 繰越明許費

No.	款		項		事業名	金額
6	2	総務費	1	総務管理費	小山駅東駐輪場定期更新機 システム更新事業	千円 2,200
7					地域防災強化事業	5,129
8			3	戸籍住民 基本台帳費	戸籍氏名振り仮名記載事業	11,725
9	3	民生費	2	児童福祉費	学童保育館施設整備事業	5,000
10					間々田地区新設保育所整備事業	18,425
11	4	衛生費	1	保健衛生費	市有墓地整備事業	17,062
12	7	商工費	1	商工費	小山市共通商品券発行事業	135,000
13	8	土木費	2	道路橋梁費	小山駅周辺地区第二期道路整備事業	20,248
14					大谷地区第二期道路整備事業	110,838
15					狭あい道路整備等促進事業	4,556
16					市道30号線道路改良事業	58,000
17					市道1198号線道路改良事業	3,438
18					一般市道改良事業	39,380
19					地区道路整備事業	4,200

No.	款		項		事業名	金額
20	8	土木費	2	道路橋梁費	羽川・喜沢まちづくり整備事業	5,600
21			3	河川費	排水強化対策事業（豊穂川・準用河川整備事業）	588,491
22					防災集団移転促進事業	7,000
23					輪中堤整備事業	91,000
24			4	都市計画費	小山駅西口周辺地区 南北道路整備事業	50,000
25					城山町三丁目第二地区 市街地再開発事業	312,930
26					3・4・101号城東線道路改良事業	81,600
27					街区公園整備事業	55,000
28	10	教育費	2	小学校費	小学校校舎等照明LED化事業	155,700
29					小学校トイレ改修事業	160,500
30			3	中学校費	中学校修学旅行等負担軽減事業	30,343
31					中学校校舎等照明LED化事業	144,300
32					中学校トイレ改修事業	45,000
33			5	保健体育費	小学校給食維持支援事業	79,710
34					中学校給食維持支援事業	57,491
35					思川緑地公園整地等整備事業	4,983

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
6 保育所等施設整備事業	千円 381,900	普通貸借 又は 証券発行	年 3.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金について、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	千円 364,800	普通貸借 又は 証券発行	年 3.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金について、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。
10 県営土地改良事業	36,800	同上	同上	同上	93,000	同上	同上	同上
11 道路整備事業	1,168,100	同上	同上	同上	1,158,300	同上	同上	同上
12 排水対策事業	632,100	同上	同上	同上	626,800	同上	同上	同上
14 小山駅東口駅前広場再整備事業	13,900	同上	同上	同上	8,400	同上	同上	同上

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
16 土地区画整理事業	千円 124,800	普通貸借 又は 証券発行	年 3.5% 以内 (ただし、利率 見直し方式で借り 入れる資金について、利率 の見直しを行った後においては当該 見直し後の利率)	政府資金 について は、その融 資条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者と協定 するもの による。た だし、市財 政の都合に よる据置期 間及び償還 期限を延長 し、短縮し 、若しくは 繰上償還、 又は借換え することが できる。	千円 36,100	普通貸借 又は 証券発行	年 3.5% 以内 (ただし、利率 見直し方式で借り 入れる資金について、利率 の見直しを行った後においては当該 見直し後の利率)	政府資金 について は、その融 資条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者と協定 するもの による。た だし、市財 政の都合に よる据置期 間及び償還 期限を延長 し、短縮し 、若しくは 繰上償還、 又は借換え することが できる。
21 小学校施設整備事業	220,300	同上	同上	同上	431,100	同上	同上	同上
23 中学校施設整備事業	201,800	同上	同上	同上	328,000	同上	同上	同上
26 臨時財政対策債	300,000	同上	同上	同上	80,000	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 市 税	29,331,410	514,020	29,845,430
1. 市 民 税	12,424,888	514,020	12,938,908
1. 個 人	9,685,415	27,077	9,712,492
2. 法 人	2,739,473	486,943	3,226,416
11. 地方交付税	1,982,000	646,957	2,628,957
1. 地方交付税	1,982,000	646,957	2,628,957
1. 地方交付税	1,982,000	646,957	2,628,957
13. 分担金及び負担金	668,695	△12,950	655,745
1. 負 担 金	668,695	△12,950	655,745
3. 衛生費負担金	125,097	△12,950	112,147
15. 国庫支出金	13,481,412	403,154	13,884,566
1. 国庫負担金	9,298,480	66,381	9,364,861
1. 民生費国庫負担金	9,260,462	66,381	9,326,843
2. 国庫補助金	4,144,188	336,773	4,480,961
1. 総務費国庫補助金	2,603,336	286,147	2,889,483
4. 農林水産業費国庫補助金	1,000	△1,000	0
5. 土木費国庫補助金	815,939	△116,874	699,065
7. 教育費国庫補助金	22,751	168,500	191,251
16. 県 支 出 金	5,971,028	△121,344	5,849,684
1. 県 負 担 金	3,757,276	△26,475	3,730,801
1. 民生費県負担金	3,728,099	△26,475	3,701,624
2. 県 補 助 金	1,595,505	△67,246	1,528,259

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現年課税分	27,077	○普通徴収分 8,405 ○特別徴収分 △27,788 ○分離課税分 14,001 ○過年度分 32,459
1. 現年課税分	486,943	○法人均等割 3,289 ○法人税割 483,654
1. 地方交付税	646,957	○普通交付税
1. 保健衛生費負担金	△12,950	○新小山市民病院職員長期給付等共済組合負担金（病院負担分）
1. 社会福祉費負担金	66,381	○保険基盤安定負担金 △13,864 ○低所得者保険料軽減負担金 △16,341 ○障がい福祉サービス費等負担金 96,586
1. 総務費補助金	286,147	○戸籍法改正に伴う戸籍情報システム改修費補助金 3,823 ○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分） 279,760 ○新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型） 2,564
1. 農業費補助金	△1,000	○経営継承・発展等支援事業費補助金
2. 河川費補助金	△8,000	○都市基盤河川改修事業交付金
3. 都市計画費補助金	△108,874	○都市構造再編集集中支援事業補助金 △100,639 ○社会資本整備総合交付金（住環境整備事業） △8,235
2. 小学校費補助金	105,400	○学校施設環境改善交付金
3. 中学校費補助金	63,100	○学校施設環境改善交付金
1. 社会福祉費負担金	△26,475	○保険基盤安定負担金 △66,597 ○低所得者保険料軽減負担金 △8,171 ○障がい福祉サービス費等負担金 48,293

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(県 補 助 金)			
2. 民生費県補助金	506,920	△37,727	469,193
4. 農林水産業費県補助金	384,012	△22,300	361,712
6. 土木費県補助金	201,570	△8,000	193,570
8. 教育費県補助金	35,243	781	36,024
3. 委 託 金	618,247	△27,623	590,624
1. 総務費委託金	420,460	△27,623	392,837
17. 財 産 収 入	101,205	280	101,485
1. 財産運用収入	63,837	280	64,117
2. 利子及び配当金	5,334	280	5,614
18. 寄 付 金	5,301,223	502,500	5,803,723
1. 寄 付 金	5,301,223	502,500	5,803,723
1. 総務費寄付金	5,300,220	502,500	5,802,720
19. 繰 入 金	3,746,509	△504,259	3,242,250
1. 基金繰入金	3,745,498	△504,259	3,241,239
2. 公共施設等整備基金繰入金	125,360	△4,326	121,034
4. 小山評定ふるさと応援基金繰入金	2,000,000	△499,933	1,500,067
21. 諸 収 入	3,366,561	△389,497	2,977,064
3. 貸付金元利収入	2,742,640	△309,497	2,433,143
2. 労働貸付金元利収入	28,933	△9,916	19,017

節		説 明	
区 分	金 額		
1. 社会福祉費補助金	△41,151	○地域医療介護総合確保基金交付金	
2. 児童福祉費補助金	3,424	○保育施設等物価高騰対策事業費補助金	
1. 農業費補助金	△22,300	○農地集積・集約化対策事業費補助金	△4,800
		○集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金	△2,500
		○新規就農総合支援事業費補助金	△15,000
1. 河川費補助金	△8,000	○都市基盤河川改修事業交付金	
2. 社会教育費補助金	781	○学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	
3. 選挙費委託金	△27,623	○栃木県知事選挙委託金	△17,707
		○衆議院議員総選挙委託金	△9,916
1. 利子及び配当金	280	○小山評定ふるさと応援基金利子	
1. 総務費寄付金	502,500	○総務費寄付金	2,500
		○小山評定ふるさと応援寄付金	500,000
1. 公共施設等整備基金繰入金	△4,326	○公共施設等整備基金繰入金	
1. 小山評定ふるさと応援基金繰入金	△499,933	○小山評定ふるさと応援基金繰入金	
1. 勤労者融資貸付金回収金	△9,916	○勤労者住宅資金融資預託金回収金	

[illegible]

節		説 明
区 分	金 額	
1. 中小企業事業資金等融資貸付金回収金	△299,581	○中小企業事業資金融資預託金回収金 △170,851 ○近代化施設資金融資預託金回収金 △20,970 ○工業振興資金融資預託金回収金 △107,760
1. 総務費雑入	△80,000	○デジタル基盤改革支援補助金
1. 児童福祉債	△17,100	○保育所等施設整備事業債
1. 農業債	56,200	○県営土地改良事業債
1. 道路橋梁債	△15,100	○道路整備事業債 △9,800 ○排水対策事業債 △5,300
2. 都市計画債	△94,200	○小山駅東口駅前広場再整備事業債 △5,500 ○土地区画整理事業債 △88,700
1. 小学校債	210,800	○小学校施設整備事業債
2. 中学校債	126,200	○中学校施設整備事業債
1. 臨時財政対策債	△220,000	○臨時財政対策債

2. 歳 出

[illegible]

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△4,165	○議員報酬等
3. 職 員 手 当 等	△1,156	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
2. 総 務 費	14,247,686	830,479	15,078,165	399,544	430,935
1. 総務管理費	12,715,742	865,064	13,580,806	423,344	441,720
4. 財産管理費	708,335	439,601	1,147,936		439,601
7. 企画調整費	6,503,304	421,780	6,925,084	420,780	1,000
9. 災害対策費	168,545	3,683	172,228	2,564	1,119
3. 戸籍住民基本台帳 費	689,753	3,823	693,576	3,823	0
1. 戸籍住民基本台 帳費	689,753	3,823	693,576	3,823	0
4. 選 挙 費	226,470	△38,408	188,062	△27,623	△10,785
3. 栃木県知事選挙 費	60,272	△17,708	42,564	△17,707	△1

2. 総務費

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳	
		国庫支出金 6,387	県支出金 $\Delta 27,623$
		財産収入 280	寄付金 500,500
		諸収入 $\Delta 80,000$	
		特定財源内訳	
		国庫支出金 2,564	財産収入 280
		寄付金 500,500	諸収入 $\Delta 80,000$
24. 積立金	439,601	○財政調整基金	
		特定財源内訳	
		財産収入 280	寄付金 500,500
		諸収入 $\Delta 80,000$	
11. 役務費	56,000	○小山評定ふるさと応援事業費	76,000
12. 委託料	$\Delta 60,000$	○小山評定ふるさと応援基金積立金	424,280
24. 積立金	425,780	○基幹系業務システム事業費	$\Delta 80,000$
		○グラウンドワーク基金積立金	1,500
		特定財源内訳	
		国庫支出金 2,564	
17. 備品購入費	3,683	○地域防災強化事業費	
		特定財源内訳	
		国庫支出金 3,823	
		特定財源内訳	
		国庫支出金 3,823	
10. 需用費	3,823	○戸籍氏名振り仮名記載事業費	
		特定財源内訳	
		県支出金 $\Delta 27,623$	
		特定財源内訳	
		県支出金 $\Delta 17,707$	
1. 報酬	$\Delta 455$	○報酬	$\Delta 455$
3. 職員手当等	$\Delta 9,103$	投票立会人	$\Delta 247$
7. 報償費	$\Delta 263$	開票立会人	$\Delta 18$
8. 旅費	$\Delta 14$	投票管理者	$\Delta 190$
10. 需用費	$\Delta 3,529$	○職員手当等	$\Delta 9,103$
11. 役務費	$\Delta 1,604$	○事務費	$\Delta 8,150$
12. 委託料	$\Delta 1,354$		
13. 使用料及び賃借料	$\Delta 1,386$		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
(選 挙 費)					
4. 小山市長選挙費	57,954	△10,564	47,390		△10,564
5. 衆議院議員総選挙費	73,160	△10,136	63,024	△9,916	△220

2. 総務費

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△338	○報酬 △338
3. 職 員 手 当 等	△79	投票立会人 △156
7. 報 償 費	△191	選挙立会人 △18
8. 旅 費	△20	選挙長 △11
10. 需 用 費	△1,829	投票管理者 △153
11. 役 務 費	△1,329	○職員手当等 △79
12. 委 託 料	△2,299	○事務費 △10,147
13. 使用料及び 賃 借 料	△626	
18. 負担金補助 及び交付金	△3,853	
		特定財源内訳 県支出金 △9,916
1. 報 酬	△305	○報酬 △305
3. 職 員 手 当 等	△4,765	投票立会人 △135
7. 報 償 費	△273	開票立会人 △35
8. 旅 費	△9	投票管理者 △135
10. 需 用 費	△2,333	○職員手当等 △4,765
11. 役 務 費	△558	○事務費 △5,066
12. 委 託 料	△9	
13. 使用料及び 賃 借 料	△1,389	
17. 備 品 購 入 費	△495	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
3. 民 生 費	28,160,729	△120,407	28,040,322	△19,247	△101,160
1. 社会福祉費	11,114,255	41,291	11,155,546	△1,245	42,536
1. 社会福祉総務費	2,623,442	△80,255	2,543,187	△60,192	△20,063
5. 老人福祉費	2,457,916	△44,601	2,413,315	△65,663	21,062
7. 老人保健対策費	2,037,158	△27,025	2,010,133	△20,269	△6,756
9. 障がい者自立支援費	3,276,927	193,172	3,470,099	144,879	48,293
2. 児童福祉費	14,381,028	△161,698	14,219,330	△18,002	△143,696
1. 児童福祉総務費	4,324,282	6,919	4,331,201	1,566	5,353
3. 保 育 所 費	2,003,189	△170,475	1,832,714	△21,426	△149,049
4. 児童福祉施設費	5,854,204	1,858	5,856,062	1,858	0

3. 民生費

節		説 明			
区 分	金 額				
		特定財源内訳			
		国庫支出金	66,381	県支出金	△64,202
		繰入金	△4,326	市債	△17,100
		特定財源内訳			
		国庫支出金	66,381	県支出金	△67,626
		特定財源内訳			
		国庫支出金	△13,864	県支出金	△46,328
27. 繰 出 金	△80,255	○国民健康保険特別会計繰出金			
		特定財源内訳			
		国庫支出金	△16,341	県支出金	△49,322
18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△41,151	○看護小規模多機能型居宅介護事業所整備事業費			△41,151
		○介護保険特別会計繰出金			△3,450
27. 繰 出 金	△3,450				
		特定財源内訳			
		県支出金	△20,269		
27. 繰 出 金	△27,025	○後期高齢者医療特別会計繰出金			
		特定財源内訳			
		国庫支出金	96,586	県支出金	48,293
19. 扶 助 費	193,172	○障がい者介護給付費			
		特定財源内訳			
		県支出金	3,424	繰入金	△4,326
		市債	△17,100		
		特定財源内訳			
		県支出金	1,566		
18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,566	○国県負担金等過年度償還金			5,353
		○学童保育クラブ燃料費等支援金			920
22. 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	5,353	○認可外保育施設燃料費等支援金			646
		特定財源内訳			
		繰入金	△4,326	市債	△17,100
13. 使 用 料 及 び 賃 借 料	△149,049	○公立保育所整備事業費			△170,475
		間々田地区新設保育所整備事業費			△128,088
16. 公 有 財 産 購 入 費	△21,426	もみじ保育所整備事業費			△42,387
		特定財源内訳			
		県支出金	1,858		
18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,858	○民間保育所等燃料費等支援金			

4. 衛生費

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳 分担金及び負担金 △12,950	
		特定財源内訳 分担金及び負担金 △12,950	
		特定財源内訳 分担金及び負担金 △12,950	
18. 負担金補助 及び交付金	△25,900	○新小山市民病院職員長期給付等共済組合負担金	△25,900
22. 償還金利子 及び割引料	132,532	○国県負担金等過年度償還金	132,532
7. 報 償 費	△500	○ごみ減量化対策事業費	
10. 需 用 費	△1,000		
11. 役 務 費	△1,000		
18. 負担金補助 及び交付金	△25,000		

5. 労働費

節		説明
区分	金額	
		特定財源内訳 諸収入 △9,916
		特定財源内訳 諸収入 △9,916
		特定財源内訳 諸収入 △9,916
20. 貸付金	△9,916	○勤労者住宅資金支援事業費

[illegible]

6. 農林水産業費

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳 国庫支出金 △1,000 県支出金 △22,300 寄付金 2,000 繰入金 △2,000 市債 56,200	
		特定財源内訳 国庫支出金 △1,000 県支出金 △22,300 寄付金 2,000 繰入金 △2,000 市債 56,200	
		特定財源内訳 県支出金 △7,300 寄付金 2,000 繰入金 △2,000	
18. 負担金補助 及び交付金	△7,300	○担い手・農地総合対策事業費 △7,300 ○環境にやさしい農業推進事業費	
		特定財源内訳 国庫支出金 △1,000 県支出金 △15,000	
18. 負担金補助 及び交付金	△17,000	○新規就農者育成事業費	
		特定財源内訳 市債 56,200	
18. 負担金補助 及び交付金	98,028	○県営経営体育成基盤整備事業費 51,150 ○県営水利施設等保全高度化事業費 26,878 ○県営農地中間管理機構関連農地整備事業費 20,000	
24. 積 立 金	3,493	○森林環境譲与税基金積立金	

7. 商工費

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳 国庫支出金	112,216 諸収入 △299,581
		特定財源内訳 国庫支出金	112,216 諸収入 △299,581
		特定財源内訳 国庫支出金	112,216 諸収入 △191,821
18. 負担金補助 及び交付金	135,000	○小山市共通商品券発行事業費	135,000
		○中小企業事業資金融資預託金	△170,851
20. 貸付金	△191,821	○近代化施設資金融資預託金	△20,970
		特定財源内訳 諸収入	△107,760
20. 貸付金	△107,760	○工業振興資金融資預託金	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
8. 土 木 費	8,258,732	△275,490	7,983,242	△237,774	△37,716
1. 土木管理費	480,328	△15,880	464,448		△15,880
1. 土木総務費	323,965	△15,880	308,085		△15,880
2. 道路橋梁費	1,809,928	△19,800	1,790,128	△18,700	△1,100
3. 道路新設改良費	785,290	△19,800	765,490	△18,700	△1,100
3. 河 川 費	1,226,493	△24,000	1,202,493	△21,300	△2,700
1. 河川総務費	1,226,493	△24,000	1,202,493	△21,300	△2,700
4. 都市計画費	4,565,182	△215,810	4,349,372	△197,774	△18,036
1. 都市計画総務費	1,093,078	△42,170	1,050,908	△25,135	△17,035
2. 土地区画整理費	424,415	△146,640	277,775	△148,739	2,099

8. 土木費

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳 国庫支出金 Δ116,874 県支出金 Δ8,000 繰入金 Δ3,600 市債 Δ109,300	
23. 投 資 及 び 出 資 金	Δ15,880	○思川開発事業費	
		特定財源内訳 国庫支出金 Δ8,900 市債 Δ9,800	
		特定財源内訳 国庫支出金 Δ8,900 市債 Δ9,800	
14. 工 事 請 負 費	Δ19,800	○小山駅周辺地区第二期道路整備事業費	
		特定財源内訳 国庫支出金 Δ8,000 県支出金 Δ8,000 市債 Δ5,300	
		特定財源内訳 国庫支出金 Δ8,000 県支出金 Δ8,000 市債 Δ5,300	
14. 工 事 請 負 費	Δ24,000	○排水強化対策事業費（豊穂川整備事業）	
		特定財源内訳 国庫支出金 Δ99,974 繰入金 Δ3,600 市債 Δ94,200	
		特定財源内訳 国庫支出金 Δ16,035 繰入金 Δ3,600 市債 Δ5,500	
12. 委 託 料	Δ20,700	○コミュニティバス運営事業費	Δ5,000
17. 備 品 購 入 費	Δ5,000	○小山駅東口駅前広場再整備事業費	Δ14,000
18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	Δ16,470	○ウォークアブルなまちづくり推進事業費	Δ4,000
		○城山町三丁目第二地区市街地再開発事業費	Δ19,170
		特定財源内訳 国庫支出金 Δ60,039 市債 Δ88,700	

8. 土木費

節		説 明	
区 分	金 額		
16. 公 有 財 産 購 入 費	△88,600	○小山東部第一地区内公園整備事業費	△77,600
		○栗宮新都心第一土地区画整理事業費	△69,040
18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△58,040		
		特定財源内訳 国庫支出金	△23,900
14. 工 事 請 負 費	△22,000	○街区公園整備事業費	
16. 公 有 財 産 購 入 費	△5,000		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
10. 教 育 費	6,353,046	674,544	7,027,590	673,407	1,137
2. 小 学 校 費	1,300,160	316,200	1,616,360	316,200	0
3. 学校建設費	294,796	316,200	610,996	316,200	0
3. 中 学 校 費	756,488	219,643	976,131	219,643	0
2. 教育振興費	52,430	30,343	82,773	30,343	0
3. 学校建設費	275,200	189,300	464,500	189,300	0
4. 社会教育費	1,038,885	0	1,038,885	363	△363
1. 社会教育総務費	143,372	0	143,372	363	△363
6. 青 少 年 費	85,052	0	85,052		0
5. 保健体育費	1,921,961	138,701	2,060,662	137,201	1,500
1. 保健体育総務費	160,848	1,500	162,348		1,500
2. 小学校給食費	661,652	79,710	741,362	79,710	0
3. 中学校給食費	305,660	57,491	363,151	57,491	0

10. 教育費

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳	
		国庫支出金	336,044
		県支出金	781
		繰入金	△418
		市債	337,000
		特定財源内訳	
		国庫支出金	105,400
		市債	210,800
		特定財源内訳	
		国庫支出金	105,400
		市債	210,800
14. 工事請負費	316,200	○小学校校舎等照明LED化事業費	155,700
		○小学校トイレ改修事業費	160,500
		特定財源内訳	
		国庫支出金	93,443
		市債	126,200
		特定財源内訳	
		国庫支出金	30,343
10. 需用費	150	○中学校修学旅行等負担軽減事業費	
11. 役務費	193		
18. 負担金補助及び交付金	30,000		
		特定財源内訳	
		国庫支出金	63,100
		市債	126,200
14. 工事請負費	189,300	○中学校校舎等照明LED化事業費	144,300
		○中学校トイレ改修事業費	45,000
		特定財源内訳	
		県支出金	781
		繰入金	△418
		特定財源内訳	
		県支出金	363
		○家庭教育推進事業費	
		○学びの教室事業費	
		特定財源内訳	
		県支出金	418
		繰入金	△418
		○放課後子ども教室推進事業費	
		特定財源内訳	
		国庫支出金	137,201
7. 報償費	1,500	○スポーツ大会出場祝金等事業費	
		特定財源内訳	
		国庫支出金	79,710
10. 需用費	79,710	○小学校給食維持支援事業費	
		特定財源内訳	
		国庫支出金	57,491

10. 教育費

節		説 明
区 分	金 額	
10. 需 用 費	57,491	○中学校給食維持支援事業費
		特定財源内訳 分担金及び負担金 △12,950 国庫支出金 403,154 県支出金 △121,344 財産収入 280 寄付金 502,500 繰入金 △10,344 諸収入 △389,497 市債 266,800

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の
見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

No.	款	項	事業名	全 体						前々年度末までの 支出済額	前 年 度 前 末までの 支出見込額	当該年度 支出予定額	当該年度末 までの 支出予定額	翌 年 度 以降支出 予 定 額	継続費総額 に対する 進捗率 %
				年 度	年 割 額	計 画			内 訳						
						左 特 定 財 源	財 源	内 源							
2			一 級 河 川 豊穂川河道 整備事業	令和6年度	225,000	146,000	70,200		8,800		225,000	225,000		22.6	
				令和7年度	41,000	26,000	13,200		1,800				41,000	4.1	
				令和8年度	445,800	292,000	137,200		16,600				445,800	44.8	
				令和9年度	283,200	181,600	89,800		11,800				283,200	28.5	
				計	995,000	645,600	310,400		39,000		225,000	225,000	770,000	100.0	
3	8 土 木 費	3 河 川 費	一 級 河 川 豊穂川河道 整備に伴う 橋梁架け 替え事業	令和6年度	151,000	75,600	67,800		7,600		151,000	151,000		26.8	
				令和7年度	201,200	58,800	128,100		14,300				201,200	35.7	
				令和8年度	211,800	141,200	63,500		7,100				211,800	37.5	
				計	564,000	275,600	259,400		29,000		151,000	151,000	413,000	100.0	

令和6年度 地方債現在高の見込に関する調書

(単位 千円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度中増減見込		令和6年度末
	現在高	現在高	起債見込額	元金償還見込額	現在高見込額
1 普通債	42,721,854	44,649,869	4,228,900	3,250,030	45,628,739
(1) 総務	12,583,998	13,233,527	330,100	380,320	13,183,307
(2) 民生	410,688	510,335	415,900	16,148	910,087
(3) 衛生	1,098,307	1,014,957	2,500	123,817	893,640
(4) 労働	45,400	45,400	0	2,840	42,560
(5) 農林水産業	2,102,139	2,000,774	381,800	392,276	1,990,298
(6) 土木	18,250,440	19,136,327	1,921,800	1,654,715	19,403,412
(7) 消防	1,560,861	1,625,271	271,300	333,379	1,563,192
(8) 教育	6,670,021	7,083,278	905,500	346,535	7,642,243
2 災害復旧債	351,725	286,768	0	65,004	221,764
(1) 農林水産業	35,908	30,737	0	5,174	25,563
(2) 土木	301,872	244,649	0	57,265	187,384
(3) 教育	13,945	11,382	0	2,565	8,817
3 その他	14,890,726	13,343,267	1,240,000	2,706,126	11,877,141
(1) 減税補てん債	150,798	86,214	0	47,790	38,424
(2) 臨時税収補てん債	0	0	0	0	0
(3) 減収補てん債	803,700	790,980	0	35,017	755,963
(4) 臨時財政対策債	13,936,228	12,466,073	1,240,000	2,623,319	11,082,754
合 計	57,964,305	58,279,904	5,468,900	6,021,160	57,727,644

令和6年度小山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度小山市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ201,599千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,968,021千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月12日提出

小山市長 浅 野 正 富

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		1	12,324	12,325
	1 国庫補助金	1	12,324	12,325
5 県支出金		11,610,641	△12,197	11,598,444
	1 県負担金・補助金	11,610,640	△12,197	11,598,443
6 財産収入		187	633	820
	1 財産運用収入	186	633	819
7 繰入金		1,190,730	△80,255	1,110,475
	1 他会計繰入金	1,190,730	△80,255	1,110,475
8 繰越金		243,450	△122,104	121,346
	1 繰越金	243,450	△122,104	121,346
歳入合計		16,169,620	△201,599	15,968,021

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		267,319	0	267,319
	1 総 務 管 理 費	189,761	0	189,761
3 国民健康保険事業 費 納 付 金		4,231,643	△202,277	4,029,366
	1 医 療 給 付 費 分	2,731,021	△201,014	2,530,007
	2 後期高齢者支援金分	1,121,596	△89	1,121,507
	3 介 護 納 付 金 分	379,026	△1,174	377,852
6 積 立 金		186	678	864
	1 基 金 積 立 金	186	678	864
歳 出 合 計		16,169,620	△201,599	15,968,021

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

款　項　目	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金	1	12,324	12,325
1. 国庫補助金	1	12,324	12,325
1. 災害臨時特例補助金	1	127	128
2. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	12,197	12,197
5. 県支出金	11,610,641	△12,197	11,598,444
1. 県負担金・補助金	11,610,640	△12,197	11,598,443
1. 保険給付費等交付金	11,610,640	△12,197	11,598,443
6. 財産収入	187	633	820
1. 財産運用収入	186	633	819
1. 利子及び配当金	186	633	819
7. 繰入金	1,190,730	△80,255	1,110,475
1. 他会計繰入金	1,190,730	△80,255	1,110,475
1. 一般会計繰入金	1,190,730	△80,255	1,110,475
8. 繰越金	243,450	△122,104	121,346
1. 繰越金	243,450	△122,104	121,346
1. 繰越金	243,450	△122,104	121,346
歳入合計	16,169,620	△201,599	15,968,021

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 災害臨時特例補助金	127	○災害臨時特例補助金
1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	12,197	○社会保障・税番号制度システム整備費補助金
2. 保険給付費等交付金（特別交付金）	△12,197	○特別調整交付金分
1. 利子及び配当金	633	○国保財政調整基金利子 625 ○高額療養資金貸付基金利子 8
1. 保険基盤安定繰入金	△78,789	○保険基盤安定繰入金
2. 未就学児均等割保険税繰入金	△1,946	○未就学児均等割保険税繰入金
3. 産前産後保険税繰入金	480	○産前産後保険税繰入金
1. 前年度繰越金	△122,104	○前年度繰越金

2. 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
1. 総 務 費	267,319	0	267,319		0
1. 総務管理費	189,761	0	189,761		0
1. 一般管理費	186,221	0	186,221		0
3. 国民健康保険事業費 納付金	4,231,643	△202,277	4,029,366	△80,255	△122,022
1. 医療給付費分	2,731,021	△201,014	2,530,007	△107,011	△94,003
1. 一般被保険者医 療給付費分	2,731,021	△201,014	2,530,007	△107,011	△94,003
2. 後期高齢者支援金 分	1,121,596	△89	1,121,507	20,104	△20,193
1. 一般被保険者後 期高齢者支援金 分	1,121,596	△89	1,121,507	20,104	△20,193
3. 介護納付金分	379,026	△1,174	377,852	6,652	△7,826
1. 介護納付金分	379,026	△1,174	377,852	6,652	△7,826
6. 積 立 金	186	678	864	633	45
1. 基金積立金	186	678	864	633	45
1. 国保財政調整基 金積立金	185	670	855	625	45
2. 高額療養資金貸 付基金積立金	1	8	9	8	0

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳 国庫支出金	12,197 県支出金 Δ12,197
		特定財源内訳 国庫支出金	12,197 県支出金 Δ12,197
		特定財源内訳 国庫支出金	12,197 県支出金 Δ12,197
		○事務費	
		特定財源内訳 繰入金	Δ80,255
		特定財源内訳 繰入金	Δ107,011
		特定財源内訳 繰入金	Δ107,011
18. 負担金補助 及び交付金	Δ201,014	○一般被保険者医療給付費分	
		特定財源内訳 繰入金	20,104
		特定財源内訳 繰入金	20,104
18. 負担金補助 及び交付金	Δ89	○一般被保険者後期高齢者支援金分	
		特定財源内訳 繰入金	6,652
		特定財源内訳 繰入金	6,652
18. 負担金補助 及び交付金	Δ1,174	○介護納付金分	
		特定財源内訳 財産収入	633
		特定財源内訳 財産収入	633
		特定財源内訳 財産収入	625
24. 積立金	670	○国保財政調整基金積立金	
		特定財源内訳 財産収入	8
24. 積立金	8	○高額療養資金貸付基金積立金	

令和 6 年度小山市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度小山市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 2 0, 7 6 1 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2, 6 6 2, 6 2 4 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 1 2 日提出

小山市長 浅 野 正 富

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		2,299,446	61,700	2,361,146
	1 国庫負担金	1,999,162	61,700	2,060,862
5 支払基金交付金		3,089,032	89,370	3,178,402
	1 支払基金交付金	3,089,032	89,370	3,178,402
6 県支出金		1,675,810	45,875	1,721,685
	1 県負担金	1,571,355	45,875	1,617,230
7 財産収入		2	1,900	1,902
	1 財産運用収入	1	1,900	1,901
9 繰入金		2,120,799	117,739	2,238,538
	1 一般会計繰入金	2,015,087	△3,450	2,011,637
	2 基金繰入金	105,712	121,189	226,901
10 繰越金		260,024	4,177	264,201
	1 繰越金	260,024	4,177	264,201
歳入	合計	12,341,863	320,761	12,662,624

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		387,272	△12,142	375,130
	1 総務管理費	189,834	△12,142	177,692
2 保険給付費		10,986,202	331,000	11,317,202
	1 介護サービス等諸費	9,922,653	331,000	10,253,653
4 基金積立金		1	1,900	1,901
	1 基金積立金	1	1,900	1,901
7 諸支出金		266,133	3	266,136
	1 償還金及加算金	266,123	3	266,126
歳出	合計	12,341,863	320,761	12,662,624

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

[illegible]

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現年度分	61,700	○現年度分
1. 現年度分	89,370	○現年度分
1. 現年度分	45,875	○現年度分
1. 利子及び配当金	1,900	○利子及び配当金
1. 現年度分	41,375	○現年度分
1. 現年度分	△39,048	
2. 過年度分	6,365	
2. 事務費繰入金	△12,142	○事務費繰入金
1. 介護保険給付基金繰入金	121,189	○介護保険給付基金繰入金
1. 繰越金	4,177	○精算返納分

2. 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
1. 総 務 費	387,272	△12,142	375,130	△12,142	0
1. 総務管理費	189,834	△12,142	177,692	△12,142	0
1. 一般管理費	189,537	△12,142	177,395	△12,142	0
2. 保険給付費	10,986,202	331,000	11,317,202	238,320	92,680
1. 介護サービス等諸費	9,922,653	331,000	10,253,653	238,320	92,680
1. 居宅介護サービス等給付費	4,544,190	160,000	4,704,190	115,200	44,800
3. 地域密着型介護サービス給付費	1,530,800	81,000	1,611,800	58,320	22,680
5. 施設介護サービス給付費	3,271,900	90,000	3,361,900	64,800	25,200
4. 基金積立金	1	1,900	1,901		1,900
1. 基金積立金	1	1,900	1,901		1,900
1. 介護保険給付基金積立金	1	1,900	1,901		1,900
7. 諸 支 出 金	266,133	3	266,136		3
1. 償還金及び還付加算金	266,123	3	266,126		3
2. 償 還 金	260,023	3	260,026		3

(単位 千円)

節		説 明			
区 分	金 額				
		特定財源内訳 繰入金 $\Delta 12,142$			
		特定財源内訳 繰入金 $\Delta 12,142$			
		特定財源内訳 繰入金 $\Delta 12,142$			
12. 委 託 料	$\Delta 12,142$	○事務費			
		特定財源内訳 国庫支出金 61,700 県支出金 45,875 繰入金 41,375 支払基金交付金 89,370			
		特定財源内訳 国庫支出金 61,700 県支出金 45,875 繰入金 41,375 支払基金交付金 89,370			
		特定財源内訳 国庫支出金 32,000 県支出金 20,000 繰入金 20,000 支払基金交付金 43,200			
18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	160,000	○居宅介護サービス等給付費			
		特定財源内訳 国庫支出金 16,200 県支出金 10,125 繰入金 10,125 支払基金交付金 21,870			
18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	81,000	○地域密着型介護サービス給付費			
		特定財源内訳 国庫支出金 13,500 県支出金 15,750 繰入金 11,250 支払基金交付金 24,300			
18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	90,000	○施設介護サービス給付費			
24. 積 立 金	1,900	○介護保険給付基金積立金			
22. 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	3	○償還金			

令和6年度小山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度小山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ187,025千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,343,475千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月12日提出

小山市長 浅 野 正 富

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,933,229	△160,000	1,773,229
	1 後期高齢者医療保険料	1,933,229	△160,000	1,773,229
4 繰入金		592,215	△27,025	565,190
	1 一般会計繰入金	592,215	△27,025	565,190
歳入合計		2,530,500	△187,025	2,343,475

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		2,340,666	△187,025	2,153,641
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,340,666	△187,025	2,153,641
歳出合計		2,530,500	△187,025	2,343,475

歲入歲出補正予算事項別明細書

1. 歳入

[illegible]

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現年度分特別徴収保険料	△104, 544	○現年度分特別徴収保険料
2. 現年度分普通徴収保険料	△55, 456	○現年度分普通徴収保険料
1. 保険基盤安定繰入金	△27, 025	○保険基盤安定繰入金

2. 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
2. 後期高齢者医療広域 連合納付金	2,340,666	△187,025	2,153,641	△27,025	△160,000
1. 後期高齢者医療広 域連合納付金	2,340,666	△187,025	2,153,641	△27,025	△160,000
1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,340,666	△187,025	2,153,641	△27,025	△160,000
歳 出 合 計	2,530,500	△187,025	2,343,475	△27,025	△160,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		特定財源内訳 繰入金 $\Delta 27,025$
		特定財源内訳 繰入金 $\Delta 27,025$
		特定財源内訳 繰入金 $\Delta 27,025$
18. 負担金補助 及び交付金	$\Delta 187,025$	○広域連合納付金
		特定財源内訳 繰入金 $\Delta 27,025$

令和 6 年度小山市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度小山市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により繰越して使用することのできる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 2 月 12 日提出

小山市長 浅 野 正 富

第1表 繰越明許費

(単位 千円)

No.	款		項		事業名	金額
1	1	公共用地 先行取得費	1	公共用地 先行取得費	公共用地先行取得費	129,400

令和 6 年度 小山市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（ 総 則 ）

第 1 条 令和 6 年度小山市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,238,577 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 237,402 千円、減債積立金 311,365 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,689,810 千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,245,244 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 238,317 千円、減債積立金 311,365 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,695,562 千円」に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 1 款 資 本 的 収 入	117,082 千円	3,333 千円	120,415 千円
第 4 項 補 助 金	38,200 千円	3,333 千円	41,533 千円
	支 出		
第 1 款 資 本 的 支 出	3,355,659 千円	10,000 千円	3,365,659 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	2,902,068 千円	10,000 千円	2,912,068 千円

令和 7 年 2 月 12 日提出

小山市長 浅野 正富

[予算に関する説明書]

令和6年度小山市水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 収 入			117,082	3,333	120,415	
	4 補 助 金		38,200	3,333	41,533	
		1 国 庫 補 助 金	38,200	3,333	41,533	

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 支 出			3,355,659	10,000	3,365,659	
	1 建 設 改 良 費		2,902,068	10,000	2,912,068	
		3 配 水 設 備 改 良 費	615,000	10,000	625,000	

令和6年度 小山市水道事業予定キャッシュフロー計算書

単位 千円

項 目	令和6年度
I 営業活動によるキャッシュフロー	
1 当期純利益	106,322
2 非資金項目の調整	
・減価償却費	876,121
・引当金の増・減(△) 額	4,304
・有形固定資産除却費	12,300
・長期前受金戻入	△ 120,121
3 営業活動による資産及び負債の増減	
・未収金の増(△)・減額	89,576
・貯蔵品の増(△)・減額	2,737
・前払金の減・増(△) 額	0
・その他流動資産の増(△)・減額	0
・未払金の増・減(△) 額	△ 550,063
・前受金の増・減(△) 額	0
・その他流動負債の増・減(△) 額	0
4 営業活動以外の損益項目	
・受取利息(△)	△ 100
・支払利息	58,251
■ 小計	479,327
・受取利息	100
・支払利息(△)	△ 58,251
・固定資産売却損	3
■ 営業活動によるキャッシュフロー(計)	421,179
II 投資活動によるキャッシュフロー	
・建設改良費(△)	△ 2,673,751
・固定資産の売却による収入	2
・補助金等の収入	41,533
・補助金等の返還(△)	△ 1
・一般会計出資金	53,530
・工事負担金等の収入	25,348
・他会計貸付金による支出(△)	△ 1
・他会計貸付金の返還による収入	1
・その他投資支出(△)	0
■ 投資活動によるキャッシュフロー(計)	△ 2,553,339
III 財務活動によるキャッシュフロー	
・一時貸付金による支出(△)	△ 1,500,000
・一時貸付金の返還による収入	1,500,000
・企業債による収入	1
・企業債の償還による支出(△)	△ 453,589
■ 財務活動によるキャッシュフロー(計)	△ 453,588
IV 現金及び現金同等物の増加額	△ 2,585,748
V 現金及び現金同等物の期首残高	7,845,069
VI 現金及び現金同等物の期末残高	5,259,321

令和6年度 小山市水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		698,201		
	ロ 建 物	1,335,158			
	減価償却累計額	<u>△ 1,021,428</u>	313,730		
	ハ 構 築 物	30,198,460			
	減価償却累計額	<u>△ 16,547,274</u>	13,651,186		
	ニ 機 械 及 び 装 置	9,081,451			
	減価償却累計額	<u>△ 6,187,352</u>	2,894,099		
	ホ 車 輛 運 搬 具	25,951			
	減価償却累計額	<u>△ 24,273</u>	1,678		
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	132,065			
	減価償却累計額	<u>△ 120,501</u>	11,564		
	ト 建 設 仮 勘 定		1,046,544		
	有形固定資産合計			18,617,002	
(2)	無 形 固 定 資 産				
	イ ダ ム 使 用 権		2,474,744		
	ロ 電 信 電 話 専 用 施 設 利 用 権		0		
	ハ 電 話 加 入 権		794		
	ニ 橋 梁 下 施 設 利 用 権		<u>6,057</u>		
	無形固定資産合計			2,481,595	
	固 定 資 産 合 計				21,098,597
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金			5,259,321	
(2)	未 収 金		446,784		
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 18,139</u>	428,645		
(3)	貯 蔵 品		37,100		
(4)	そ の 他 流 動 資 産		<u>3,510</u>		
	流 動 資 産 合 計				5,728,576
	資 産 合 計				<u>26,827,173</u>

負債の部

	千円	千円
3 固定負債		
(1) 企業債	2,230,373	
(2) 他会計借入金	0	
(3) 引当金	<u>0</u>	
固定負債合計		2,230,373
4 流動負債		
(1) 企業債	425,277	
(2) 他会計借入金	0	
(3) 未払金	143,187	
(4) 引当金	19,298	
(5) その他流動負債	<u>4,354</u>	
流動負債合計		592,116
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	6,353,162	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>△ 3,896,758</u>	
繰延収益合計		<u>2,456,404</u>
負債合計		<u><u>5,278,893</u></u>

資 本 の 部			
	千円	千円	千円
6 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		16,395,703	
資 本 金 合 計			16,395,703
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 負 担 金	147,832		
ロ 寄 付 金	100		
ハ 補 助 金	237,307		
ニ 受贈財産評価額	432,848		
資 本 剰 余 金 合 計		818,087	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 減 債 積 立 金	376,842		
ロ 利 益 積 立 金	238,907		
ハ 建 設 改 良 積 立 金	3,301,054		
ニ 当 年 度 未 処 分			
利 益 剰 余 金	417,687		
利 益 剰 余 金 合 計		4,334,490	
剰 余 金 合 計			5,152,577
資 本 合 計			21,548,280
負 債 資 本 合 計			26,827,173

令和6年度 小山市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度小山市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,815,128千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 159,114千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,000千円、減債積立金365,548千円、過年度分損益勘定留保資金 445,814千円、当年度分損益勘定留保資金 796,652千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,815,128千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 159,114千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,189千円、減債積立金365,548千円、過年度分損益勘定留保資金 445,814千円、当年度分損益勘定留保資金 793,463千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 公共下水道事業資本的収入	4,241,205 千円	50,000 千円	4,291,205 千円
第1項 企業債	2,531,500 千円	25,000 千円	2,556,500 千円
第3項 補助金	1,512,000 千円	25,000 千円	1,537,000 千円
	支 出		
第1款 公共下水道事業資本的支出	5,859,403 千円	50,000 千円	5,909,403 千円
第1項 建設改良費	3,673,915 千円	50,000 千円	3,723,915 千円

（継続費）

第3条 既定の継続費の年割額を、次のとおりと改める。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
公共下水道事業資本的支出 1	建設改良費 1	大行寺排水区雨水ポンプ場・調整池新設工事	千円 4,700,000	令和5年度	千円 619,000	千円 4,700,000	令和5年度	千円 619,000
				令和6年度	千円 2,162,000		令和6年度	千円 2,212,000
				令和7年度	千円 1,919,000		令和7年度	千円 1,869,000

(企業債)

第4条 予算第7条で定めた企業債について、次のとおり補正する。

(1) 変 更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 公共下水道事業	千円 2,475,400	普通貸借 又は 証券発行	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	千円 2,500,400	普通貸借 又は 証券発行	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。

令和7年2月12日提出

小山市長 浅野 正富

[予算に関する説明書]

令和6年度小山市下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入			(単位 千円)			
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 公共下水道事業 資本的収入	1 企業債		4,241,205	50,000	4,291,205	
			2,531,500	25,000	2,556,500	
		1 企業債	2,531,500	25,000	2,556,500	
	3 補助金		1,512,000	25,000	1,537,000	
		1 国庫補助金	1,437,000	25,000	1,462,000	

支 出			(単位 千円)			
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 公共下水道事業 資本的支出	1 建設改良費		5,859,403	50,000	5,909,403	
			3,673,915	50,000	3,723,915	
		4 雨水施設建設改良費	2,222,000	50,000	2,272,000	

令和6年度 小山市下水道事業予定キャッシュフロー計算書

単位 千円

項 目	令和6年度
I 営業活動によるキャッシュフロー	
1 当期純利益	87,332
2 非資金項目の調整	
・減価償却費	2,622,796
・引当金の増・減(△)額	1,565
・有形固定資産除却費	9,796
・長期前受金戻入	△ 1,299,714
3 営業活動による資産及び負債の増減	
・未収金の増(△)・減額	△ 208,770
・貯蔵品の増(△)・減額	0
・前払金の減・増(△)額	0
・その他流動資産の増(△)・減額	0
・未払金の増・減(△)額	△ 23,496
・前受金の増・減(△)額	0
・その他流動負債の増・減(△)額	△ 20
4 営業活動以外の損益項目	
・受取利息(△)	△ 2
・支払利息	371,277
■ 小計	1,560,764
・受取利息	2
・支払利息(△)	△ 371,277
・固定資産売却損	0
■ ■ 営業活動によるキャッシュフロー(計)	1,189,489
II 投資活動によるキャッシュフロー	
・建設改良費(△)	△ 4,917,535
・固定資産の売却による収入	3
・補助金等の収入	1,737,454
・補助金等の返還(△)	△ 183
・一般会計負担金及び補助金の収入	289,214
・工事負担金等の収入	22,210
・長期貸付金償還金の収入	60
・長期貸付金支出(△)	0
・その他投資支出(△)	0
■ ■ 投資活動によるキャッシュフロー(計)	△ 2,868,777
III 財務活動によるキャッシュフロー	
・一時借入金による収入	1,500,000
・一時借入金の返済による支出(△)	△ 1,500,000
・企業債による収入	3,047,100
・企業債の償還による支出(△)	△ 2,519,141
■ ■ 財務活動によるキャッシュフロー(計)	527,959
IV 現金及び現金同等物の増加額	△ 1,151,329
V 現金及び現金同等物の期首残高	2,173,282
VI 現金及び現金同等物の期末残高	1,021,953

継続費に関する調書

款	項	事業名	全体計画						前々年度 末までの 支払義務 発生額	前年度末ま での支払義 務発生(見 込)額	当該年度支 払義務発生 予定額	当該年度 末までの 支払発生 予定額	翌年度以 降の支払 義務発生 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率	備 考
			年度	年割額	同左財源内訳										
					国庫 補助金	企業債	受益者 負担金・ 分担金	他会計 負担金							
1	公共 下水道 資本的 支出	大行寺排水区 雨水ポンプ 場・調整池新 設工事	令和5年度	千円 619,000	千円 309,500	千円 309,500	千円 -	千円 -	千円 -	千円 211,000	千円 -	千円 211,000	千円 -	% 4.5	進次繰越 408,000千円
			令和6年度	2,212,000	1,103,500	1,108,500	-	-	-	-	2,620,000	2,620,000	-	55.7	-
			令和7年度	1,869,000	899,500	969,500	-	-	-	-	-	-	1,869,000	39.8	-
			計	4,700,000	2,312,500	2,387,500	-	-	-	211,000	2,620,000	2,831,000	1,869,000	100.0	-

令和6年度 小山市下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		1,121,286		
	ロ 建 物	3,276,702			
	減価償却累計額	<u>△ 545,917</u>	2,730,785		
	ハ 構 築 物	70,391,167			
	減価償却累計額	<u>△ 11,969,806</u>	58,421,361		
	ニ 機 械 及 び 装 置	9,273,150			
	減価償却累計額	<u>△ 2,369,564</u>	6,903,586		
	ホ 車 輜 運 搬 具	6,734			
	減価償却累計額	<u>△ 2,890</u>	3,844		
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	38,444			
	減価償却累計額	<u>△ 7,624</u>	30,820		
	ト 建 設 仮 勘 定		531,755		
	有形固定資産合計			69,743,437	
(2)	無 形 固 定 資 産				
	イ 施 設 利 用 権		978,586		
	ロ 電 話 加 入 権		<u>6,282</u>		
	無形固定資産合計			984,868	
(3)	投 資				
	イ 長 期 貸 付 金		<u>0</u>		
	投 資 合 計			<u>0</u>	
	固定資産合計				70,728,305
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金			1,021,953	
(2)	未 収 金		566,782		
	貸 倒 引 当 金		<u>△ 24,795</u>	541,987	
(3)	短 期 貸 付 金			<u>0</u>	
	流動資産合計				1,563,940
	資 産 合 計				<u><u>72,292,245</u></u>

負債の部

	千円	千円
3 固定負債		
(1) 企業債	26,370,132	
(2) 長期未払金	<u>1,180,730</u>	
固定負債合計		27,550,862
4 流動負債		
(1) 企業債	2,501,102	
(2) 未払金	822,685	
(3) 引当金	6,496	
(4) その他流動負債	0	
(5) 長期未払金	<u>58,439</u>	
流動負債合計		3,388,722
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	42,934,820	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>△ 7,621,682</u>	
繰延収益合計		<u>35,313,138</u>
負債合計		<u><u>66,252,722</u></u>

資 本 の 部			
	千円	千円	千円
6 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		3,710,408	
(2) 組 入 資 本 金		1,167,426	
資 本 金 合 計			4,877,834
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 負 担 金	34,954		
ロ 補 助 金	462,959		
ハ 受贈財産評価額	210,896		
資 本 剰 余 金 合 計		708,809	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 減 債 積 立 金	0		
ロ 利 益 積 立 金	0		
ハ 建 設 改 良 積 立 金	0		
ニ 当 年 度 未 処 分			
利 益 剰 余 金	452,880		
利 益 剰 余 金 合 計		452,880	
剰 余 金 合 計			1,161,689
資 本 合 計			6,039,523
負 債 資 本 合 計			72,292,245

手と心でつなぐ小山市手話言語条例の制定について

手と心でつなぐ小山市手話言語条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月12日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

市民が安心して共生できる地域社会の実現に寄与することを目的とした、手話に関する施策の基本的事項を定めるため、条例を制定するものである。

手と心でつなぐ小山市手話言語条例

手話は、手指や体の動き、表情を使って表現する言語であり、自然発生した手話が、ろう者の間で育まれ、大切に受け継がれてきた。しかしながら、長い間、手話は言語として認められず、必要な情報の取得やコミュニケーションについて多くの不便や不安を感じながら手話を必要とする人々は生活してきた。こうした中、手話は言語であると定義した障害者の権利に関する条約が平成18年に国際連合総会で採択され、手話が言語として国際的にも認知されて、平成26年に我が国も批准した。さらに、平成23年に改正された障害者基本法において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

ここに、小山市は、手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解や普及に努め、全ての市民が安心して共生できる地域社会の実現に寄与することを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、市が実施する手話に関する施策の基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、全ての市民が安心して共生できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話に関する施策は、手話が言語であるとの認識に基づき、全ての市民が障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合うことを基本理念として講ぜられなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、手話に対する市民の理解を促進し、手話の普及及び定着を図り、手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、第2条の基本理念を尊重し、手話を使用しやすい環境づくり及び市が実施する手話に関する施策について理解し、協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、第2条の基本理念を尊重し、手話を使用しやすい環境づくり及び市が実施する手話に関する施策について理解し、協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする人が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の実施)

第6条 市は、この条例の目的を達成し、第3条の責務を果たすため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解並びに手話の普及及び定着に関する施策
- (2) 手話の情報の発信及び取得の機会の拡大に関する施策
- (3) 手話を学ぶ機会の確保に関する施策
- (4) 手話による意思疎通の円滑化に関する施策
- (5) 手話通訳者等の配置及び拡充に関する施策
- (6) 手話を必要とする人への相談支援に関する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために市長が必要と認める施策

2 市は、施策の実施に関し、必要と認める事項があるときは、手話を必要とする人、障害者関係団体その他の関係者の意見を求めるものとする。

3 市は、施策の実施に当たっては、市が別に定める障害者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小山市災害危険区域の指定に関する条例の制定について

小山市災害危険区域の指定に関する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月12日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

一級河川柚井木川流域において出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、防災集団移転促進事業を実施・実現するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に基づき、条例を制定するものである。

小山市災害危険区域の指定に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項の規定による災害危険区域の指定及び同条第2項の規定による建築物の建築の制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第388号）において使用する用語の例による。

(災害危険区域の指定)

第3条 法第39条第1項の災害危険区域は、一級河川杣井木川流域において、出水等による危険の著しい区域として市長が指定する区域とする。

2 市長は、災害危険区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係住民の意見を聴くものとする。

3 市長は、災害危険区域を指定するときは、その旨を告示するとともに、当該災害危険区域を明示した図面を公衆の縦覧に供しなければならない。

4 災害危険区域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(災害危険区域の変更及び解除)

第4条 前条第2項から第4項までの規定は、災害危険区域を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(建築物の建築の制限)

第5条 災害危険区域内においては、次に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、次条の認定を受けてその認定に係る建築物を建築する場合は、この限りでない。

- (1) 住宅、併用住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿その他の住居の用に供する建築物
- (2) 病院、診療所等（患者の収容施設があるものに限る。）
- (3) 児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）
- (4) ホテル、旅館その他の宿泊施設
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する建築物

(建築物の建築の認定)

第6条 災害危険区域内において前条各号に掲げる建築物を建築しようとする者は、法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請を行う前に、市長に申請し、その建築の認定を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(認定の基準)

第7条 市長は、前条の認定の申請に係る建築物が次の各号のいずれかに適合していると認めるときでなければ、同条の認定をしてはならない。

- (1) 建築物を建築する地盤面の高さが、河川の出水等による建築物の被害を軽減することができる水位として市長が定める水位（以下「基準水位」という。）以上であること。
- (2) 建築物の基礎及び主要構造部（屋根及び階段を除く。）が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であって、かつ、当該建築物の寝室、宿直室その他の人の就寝の用に供する居室がいずれも基準水位以上に設けられていること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保できるものであること。

(認定の取消し)

第8条 市長は、第6条の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第6条の認定を受けたとき。
- (2) 当該認定に係る建築物が第7条各号に規定する基準に適合しなくなったとき。
- (3) 法令若しくはこの条例に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

組織改編に伴う関係条例の整備について

組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 1 2 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

令和 7 年 4 月 1 日付けで実施する行政内部組織の改編に伴い、関係する条例について、所要の改正を行うため、提案するものである。

組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例

(小山市職員定数条例の一部改正)

第1条 小山市職員定数条例（昭和40年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>805人</u> (2)～(6) 略 (7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>250人</u> (8)・(9) 略	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>765人</u> (2)～(6) 略 (7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>290人</u> (8)・(9) 略

(小山市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 小山市集会所の設置及び管理に関する条例（昭和51年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定数及び任期) 第5条 略 2 略 3 委員は、<u>教育委員会</u>が委嘱する。 (委任) 第6条 集会所の管理に関する必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。	(定数及び任期) 第5条 略 2 略 3 委員は、<u>市長</u>が委嘱する。 (委任) 第6条 集会所の管理に関する必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。

(小山市生涯学習推進協議会条例の一部改正)

第3条 小山市生涯学習推進協議会条例（平成元年条例第4号）の一部を次のよう

に改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 協議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。	(庶務) 第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習文化課において処理する。

(小山市事務分掌条例の一部改正)

第4条 小山市事務分掌条例（平成13年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(分掌事務) 第2条 前条に規定する部及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。 秘書課 略 総合政策部 (1) 略 (2) シティプロモーション並びに 広報及び広聴に関すること。 (3) 略 (4)・(5) 略 総務部～市民生活部 略 保健福祉部 (1) 社会福祉6法の施行に関する こと。	(分掌事務) 第2条 前条に規定する部及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。 秘書課 略 総合政策部 (1) 略 (2) 略 (3) 公共交通に関すること。 (4)・(5) 略 (6) シティプロモーション並びに 広報及び広聴に関すること。 総務部～市民生活部 略 保健福祉部 (1) 地域福祉に関すること。

<u>(2) 援護事業に関すること。</u> <u>(3)～(5) 略</u> 産業観光部～都市整備部 略	<u>(2) 障害者福祉に関すること。</u> <u>(3) 生活保護に関すること。</u> <u>(4) 高齢者福祉に関すること。</u> <u>(5)～(7) 略</u> 産業観光部～都市整備部 略
---	---

(小山市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第5条 小山市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 子育て会議の庶務は、 <u>保健福祉部</u> こども政策課において処理する。	(庶務) 第7条 子育て会議の庶務は、 <u>教育委員会事務局こども未来部</u> こども政策課において処理する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

小山市職員の給与に関する条例等の一部改正について

小山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 12 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

人事院において、国家公務員の給与改定に関する勧告がされたことから、本市においても同勧告に準拠し、給料表及び各種手当に係る改定等を行うため、提案するものである。

小山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(小山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小山市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(昇給の基準) 第4条 略 2～4 略 5 前項の規定により職員(<u>次項に掲げる職員を除く。</u>以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(<u>一般給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給</u>)とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 <u>55歳を超える職員</u>の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市規則で定める基準に従い決定するものとする。	(昇給の基準) 第4条 略 2～4 略 5 前項の規定により職員(<u>次項各号に掲げる職員を除く。</u>以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 <u>次に掲げる職員</u>の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市規則で定める基準に従い決定するものとする。 (1) <u>55歳を超える職員(次号に掲げる職員を除く。)</u>

7～10 略

(扶養手当)

第8条 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養をうけているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)

(2)～(6) 略

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(別表第1一般給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「一般8級職員」という。)にあつては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の

(2) 一般給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの

7～10 略

(扶養手当)

第8条 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)～(5) 略

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(一般給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかか

月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その

わらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第9条 削除

事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般8級職員が一般8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で一般8級職員以外のものが一般8級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第9条の2 略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「支給割合」という。)を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 略

(3) 3級地 100分の15

(地域手当)

第9条の2 略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「支給割合」という。)を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 略

(3) 3級地 100分の12

(4) 4級地 100分の12

(5) 5級地 100分の10

(6) 6級地 100分の6

(7) 7級地 100分の3

3 略

第9条の3 前条の規定にかかわらず、

前条第1項の市規則で定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合(職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として市規則で定める場合に限る。)において、当該異動(以下この項において単に「異動」という。)の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合(前条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。)が市規則で定める本市の級地に適用される支給割合(以下「本市の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する地域が前条第1項の市規則で定める地域に該当しないこととなるときは、異動の円滑を図るため、当該職員には、当該異動の日から2年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合

(4) 4級地 100分の8

(5) 5級地 100分の4

3 略

第9条の3 前条第1項の市規則で定める

地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合(職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として市規則で定める場合に限る。)において、当該異動(以下この項において単に「異動」という。)の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合(同条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合(同条第2項各号に定める割合をいい、市規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で市規則で定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する地域が同条第1項の市規則で定める地域に該当しないこととなるときは、

が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他市長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、市長の定めるところによる。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 本市の支給割合（本市の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の本市の支給割合。次号において同じ。）

異動の円滑を図るため、当該職員には、同条の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（同条第3項の市規則で定める級地の変更により、異動後の支給割合が当該異動の後に変更された場合にあつては、当該変更後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他市長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、市長の定めるところによる。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に前条第3項の市規則で定める級地の変更により当該異動の日の前日の異動前の支給割合を超えた場合にあつては、当該異動

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 本市の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

2 小山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第18号)の適用を受ける職員、特別職に属する常勤の職員、地方公務員、国家公務員又は小山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第4号)第11条第1号に規定する退職派遣者であった者が、引き続き給料表の適用を受ける職員となり、市規則で定める本市の級地以外の級地が適用される地域又は地域手当の支給対象とならない地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市規

の日の前日の異動前の支給割合。

次号及び第3号において同じ。)

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

2 小山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第18号)の適用を受ける職員、小山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成24年条例第6号)の適用を受ける職員、特別職に属する常勤の職員、地方公務員、国家公務員又は小山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第4号)第11条第1号に規定する退職派遣者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者が、前条第2項第1号の1級地に係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡

則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他市規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの

2・3 略

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃

上必要があると認められるときは、当該職員には、市規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(市が設置する公舎その他市規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの

2・3 略

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を

等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具で市規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及

負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5

び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期

項において「運賃等相当額」という。)

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当
支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

4 前項の規定は、前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 略

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹

線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月額で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5～8 略

(単身赴任手当)

第10条の2 略

2 略

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があ

6～9 略

(単身赴任手当)

第10条の2 略

2 略

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、

ると認められるものとして市規則で定める職員には前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)

第16条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休暇等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づき週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休暇等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であ

父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)

第16条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休暇等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づき週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含ま

って正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において市規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)

- (2) 略

4 略

(時間外勤務手当等に関する規定除外)

第16条の4 略

(期末手当)

第17条 略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5(一般給料表の適用を受け

れる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において市規則で定める額

- (2) 略

4 略

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第16条の4 略

(期末手当)

第17条 略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(一般給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(市規則で定めるものを除く。

る職員でその職務の級が6級以上であるもの(市規則で定めるものを除く。第17条の4第2項各号において「管理監督職員」という。)にあつては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第17条の4 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはな

第17条の4第2項各号において「管理監督職員」という。)にあつては、100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第17条の4 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはな

らない。

(1) 前項の職員のうち定年前三任用
短時間勤務職員以外の職員 当該
職員の勤勉手当基礎額に当該職員
がそれぞれの基準日現在(退職し、
又は死亡した職員にあっては、退
職し、又は死亡した日現在。次項
において同じ。)において受けるべ
き扶養手当の月額及びこれに対す
る地域手当の月額の合計額を加算
した額に、6月に支給する場合には
100分の102.5(管理監督職員にあっ
ては、100分の122.5)、12月に支給
する場合には100分の107.5(管理監
督職員にあっては、100分の127.5)
を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前三任用
短時間勤務職員 当該定年前三任
用短時間勤務職員の勤勉手当基礎
額に、6月に支給する場合には100
分の48.75(管理監督職員にあって
は、100分の58.75)、12月に支給す
る場合には100分の51.25(管理監督
職員にあっては、100分の61.25)を
乗じて得た額の総額

3～5 略

(定年前三任用短時間勤務職員につい
ての適用除外)

第17条の5 第4条第3項から第9項ま

らない。

(1) 前項の職員のうち定年前三任用
短時間勤務職員以外の職員 当該
職員の勤勉手当基礎額に当該職員
がそれぞれの基準日現在(退職し、
又は死亡した職員にあっては、退
職し、又は死亡した日現在。次項
において同じ。)において受けるべ
き扶養手当の月額及びこれに対す
る地域手当の月額の合計額を加算
した額に100分の105(管理監督職員
にあっては、100分の125)を乗じて
得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前三任用
短時間勤務職員 当該定年前三任
用短時間勤務職員の勤勉手当基礎
額に100分の50(管理監督職員にあ
っては、100分の60)を乗じて得た
額の総額

3～5 略

(定年前三任用短時間勤務職員につい
ての適用除外)

第17条の5 第4条第3項から第9項まで

で、第8条、第9条、第9条の3及び第9条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (管理職手当等の支給方法) 第17条の6 管理職手当、<u>扶養手当</u>、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、市規則で定める。 別表第1(第3条関係) 別記のとおり	及び第8条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (管理職手当等の支給方法) 第17条の6 管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、市規則で定める。 別表第1(第3条関係) 別記のとおり
---	--

【改正前】

別表第1 (第3条関係)

一般給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
1		183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
2		184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
3		185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
4		186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
5		188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
6		189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
7		191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
8		192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
9		194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
10		196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200

11	197, 800	244, 800	271, 300	301, 800	324, 900	352, 100	395, 300	437, 300
12	199, 400	246, 200	272, 300	303, 200	326, 600	353, 700	397, 500	439, 200
13	201, 000	247, 400	273, 300	304, 600	328, 300	355, 200	399, 700	440, 900
14	202, 700	248, 600	274, 300	305, 700	330, 000	356, 900	402, 000	442, 700
15	204, 400	249, 800	275, 300	306, 700	331, 700	358, 500	404, 200	444, 600
16	206, 100	251, 000	276, 400	307, 900	333, 400	360, 100	406, 500	446, 500
17	207, 400	252, 100	277, 400	309, 100	335, 000	361, 700	408, 300	448, 300
18	209, 000	253, 200	278, 700	310, 700	336, 700	363, 500	410, 200	450, 100
19	210, 600	254, 300	280, 000	312, 300	338, 400	365, 000	412, 100	451, 900
20	212, 100	255, 400	281, 200	313, 900	340, 000	366, 600	413, 900	453, 600
21	213, 600	256, 400	282, 500	315, 400	341, 500	368, 000	415, 700	455, 400
22	215, 200	257, 400	283, 800	317, 000	343, 100	369, 600	417, 500	456, 900
23	216, 800	258, 400	285, 000	318, 600	344, 700	371, 200	419, 300	458, 300
24	218, 400	259, 400	286, 200	320, 200	346, 200	372, 700	421, 100	459, 800
25	220, 000	260, 400	287, 300	321, 700	347, 600	374, 600	422, 700	461, 200
26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500	424, 200	462, 500
27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400	425, 700	463, 800
28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200	427, 200	465, 000
29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700	466, 000
30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000	466, 700
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300	467, 400
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500	468, 100
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700	468, 800
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000	469, 500
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800

39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400	
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100	
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600	
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000	
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400	
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800	
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200	
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600	
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000	
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300	
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600	
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000	
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300	
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600	
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900	
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800		
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100		
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400		
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600		
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900		

67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	
94		299, 400	347, 400			

95	299, 700	<u>347, 800</u>					
96	300, 100	<u>348, 200</u>					
97	300, 300	<u>348, 400</u>					
98	300, 600	<u>348, 800</u>					
99	301, 000	<u>349, 200</u>					
100	301, 400	<u>349, 500</u>					
101	301, 600	<u>349, 800</u>					
102	301, 900	<u>350, 200</u>					
103	302, 200	<u>350, 600</u>					
104	302, 500	<u>351, 000</u>					
105	302, 700	<u>351, 500</u>					
106	303, 000	<u>351, 900</u>					
107	303, 300	<u>352, 300</u>					
108	303, 600	<u>352, 700</u>					
109	303, 800	<u>353, 200</u>					
110	304, 200	<u>353, 600</u>					
111	304, 600	<u>353, 900</u>					
112	304, 900	<u>354, 200</u>					
113	305, 100	<u>354, 700</u>					
114	305, 300						
115	305, 600						
116	306, 000						
117	306, 200						
118	306, 400						
119	306, 700						
120	307, 000						
121	307, 400						
122	307, 600						

123	307,900							
124	308,200							
125	308,500							
略								

備考 略

【改正後】

別表第1（第3条関係）

一般給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
短時間	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
勤務職	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
員以外	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
の職員	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	

16	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500
17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700
18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000
19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300

44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	

72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500			
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800			
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000			
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200			
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500			
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800			
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000			
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500			
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			
86	256, 000	297, 100	346, 000					
87	256, 300	297, 400	346, 400					
88	256, 600	297, 700	346, 800					
89	256, 900	298, 000	347, 000					
90	257, 200	298, 300	347, 400					
91	257, 500	298, 600	347, 800					
92	257, 800	299, 000	348, 200					
93	258, 100	299, 200	348, 400					
94		299, 400	348, 800					
95		299, 700	349, 200					
96		300, 100	349, 500					
97		300, 300	349, 800					
98		300, 600	350, 200					
99		301, 000	350, 600					

100	301, 400	<u>351, 000</u>				
101	301, 600	<u>351, 500</u>				
102	301, 900	<u>351, 900</u>				
103	302, 200	<u>352, 300</u>				
104	302, 500	<u>352, 700</u>				
105	302, 700	<u>353, 200</u>				
106	303, 000	<u>353, 600</u>				
107	303, 300	<u>353, 900</u>				
108	303, 600	<u>354, 200</u>				
109	303, 800	<u>354, 700</u>				
110	304, 200					
111	304, 600					
112	304, 900					
113	305, 100					
114	305, 300					
115	305, 600					
116	306, 000					
117	306, 200					
118	306, 400					
119	306, 700					
120	307, 000					
121	307, 400					
122	307, 600					
123	307, 900					
124	308, 200					
125	308, 500					
略						

備考 略

(小山市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 小山市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和29年条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、基準日現在(退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、基準日現在(退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

(小山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 小山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、基準日現在(退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において議長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、基準日現在(退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において議長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

は、退職し、又は死亡した日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	は、退職し、又は死亡した日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略
---	--

(小山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 小山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の種類) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当及び特定任期付職員業績手当</u>とする。 (管理職手当) 第4条 管理職手当は、管理又は監督の	(給与の種類) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当<u>及び勤勉手当</u>とする。 (管理職手当) 第4条 管理職手当は、管理又は監督の

地位にある職員のうち、その特殊性に基づき管理者が指定するものについて支給する。

(扶養手当)

第5条 略

2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2)～(5) 略

(住居手当)

第5条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 略

(2) その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの

(3) 第6条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(管理者が指定するものを除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

地位にある職員のうち、その特殊性に基づき管理者が指定するもの(以下「管理職員」という。)に対して支給する。

(扶養手当)

第5条 略

2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1)～(4) 略

(住居手当)

第5条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 略

(2) 第6条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(管理者が指定するものを除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要

(通勤手当) 第6条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。 (1) 略 (2) 通勤のため<u>自転車</u>その他の用具を使用することを常例とする職員 (単身赴任手当) 第6条の2 略 2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 (特殊勤務手当) 第7条 特殊勤務手当は、著しく危険、	があると認められるものとして管理者が定めるもの (通勤手当) 第6条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 略 (2) 通勤のため<u>自動車</u>その他の用具を使用することを常例とする職員 (単身赴任手当) 第6条の2 略 2 <u>新たに第3条の給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常例とする職員その他</u>前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 (特殊勤務手当) 第7条 特殊勤務手当は、著しく危険、
---	--

不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第11条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の事業の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第11条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の事業の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等(次項及び第18条第2項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して管理者が定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において<u>市規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)</u> (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において<u>市規則で定める額</u> 4 略 (勤勉手当) 第13条 略 <u>(特定任期付職員業績手当)</u> <u>第13条の2 特定任期付職員業績手当</u> <u>は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第7条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。</u> <u>(定年前再任用短時間勤務職員等)についての適用除外)</u> 第17条 第5条及び<u>第5条の3</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5	<u>た額)</u>とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において<u>管理者が定める額</u> (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において<u>管理者が定める額</u> 4 略 (勤勉手当) 第13条 略 <u>(管理職員等についての適用除外)</u> 第17条 <u>第8条から第10条までの規定は、管理職員には適用しない。</u> <u>2</u> 第5条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規
---	--

第1項の規定により採用された職員には適用しない。 <u>2 略</u> (特定任期付職員についての<u>適用除外</u>) 第18条 第4条、第5条、第5条の3、<u>第8条から第10条まで及び第13条</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。	定により採用された職員には適用しない。 <u>3 略</u> (特定任期付職員についての<u>適用除外等</u>) 第18条 第4条、第5条、第5条の3<u>及び第8条</u>から第10条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。 <u>2 第11条の2に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当は、特定任期付職員が臨時又は緊急の必要その他の事業の運営の必要により週休日等において勤務する場合に支給する。</u>
---	---

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与に関する特例) 第8条 略 2・3 略 <u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、市長が規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> <u>5 第2項の規定による号給の決定、第3</u>	(給与に関する特例) 第8条 略 2・3 略 <u>4 第2項の規定による号給の決定及び</u>

項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行われなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第10条 小山市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第25号。以下「給与条例」という。)第3条から第4条まで、第7条から第9条まで、第9条の4及び第17条の4の規定並びに小山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第18号。以下「企業職員給与条例」という。)第3条から第5条まで、第5条の3及び第13条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項、第16条の4、第17条第2項及び第18条の3の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項及び第16条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年条例第1号。以下「任期付職員条例」という。))第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とある

前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行われなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第10条 小山市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第25号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第8条まで及び第9条の4の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年条例第1号)第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条及び次条において同じ。)」と、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分

のは「100分の175」と、給与条例第18条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

3 特定任期付職員に対する企業職員給与条例第11条の2第1項の規定の適用については、同中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」とする。

第11条 給与条例第3条から第4条までの規定は、任期付職員には、適用しない。

2 給与条例第8条、第9条、第9条の3、第9条の4及び第10条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない

3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条第2項第2号並びに第13条第2項及び第3項の規定の適用については、給与条例第10条第2項第2号並びに第13条第2項及び第3項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」とする。

の87.5」とする。

第11条 給与条例第3条及び第4条の規定は、任期付職員には、適用しない。

2 給与条例第8条、第9条の3、第9条の4及び第10条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない

3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条第2項第2号並びに第13条第2項及び第3項の規定の適用については、給与条例第10条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年条例第1号）第4条の規定により採用さ

別表第2(第9条関係)

任期付職員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級
給料	183,500	230,000	261,300	287,300
月額	円	円	円	円

れた職員(第13条において「任期付短時間勤務職員」という。)」と、第13条第2項及び第3項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

別表第2(第9条関係)

任期付職員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級
給料	183,500	230,000	265,300	298,800
月額	円	円	円	円

(小山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 小山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成24年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(単身赴任手当) 第8条 略	(単身赴任手当) 第8条 略 <u>2 新たにこの条例の適用を受ける技能労務職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況と</u>

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第22条 第4条及び第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された技能労務職員には適用しない。 2 略	<u>する職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u> (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第22条 第4条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された技能労務職員には適用しない。 2 略
--	---

(小山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 小山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
臨床心理職給料表		臨床心理職給料表	
職務の級	1級	職務の級	1級
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	303,500	1	315,000
2	305,000	2	316,400
3	306,500	3	317,800
4	308,000	4	319,200
5	309,500	5	320,600
6	310,900	6	322,200

7	<u>312,300</u>	7	<u>323,700</u>
8	<u>313,700</u>	8	<u>325,200</u>
9	<u>315,000</u>	9	<u>326,700</u>
10	<u>316,400</u>	10	<u>328,300</u>
11	<u>317,800</u>	11	<u>329,800</u>
12	<u>319,200</u>	12	<u>331,300</u>
13	<u>320,600</u>	13	<u>332,800</u>
14	<u>322,200</u>	14	<u>334,400</u>
15	<u>323,700</u>	15	<u>335,900</u>
16	<u>325,200</u>	16	<u>337,400</u>
17	<u>326,700</u>	17	<u>338,900</u>
18	<u>328,300</u>	18	<u>340,500</u>
19	<u>329,800</u>	19	<u>342,100</u>
20	<u>331,300</u>	20	<u>343,600</u>
21	<u>332,800</u>	21	<u>344,900</u>
22	<u>334,400</u>	22	<u>346,400</u>
23	<u>335,900</u>	23	<u>347,900</u>
24	<u>337,400</u>	24	<u>349,400</u>
25	<u>338,900</u>	25	<u>350,900</u>
26	<u>340,500</u>	26	<u>352,400</u>
27	<u>342,100</u>	27	<u>353,900</u>
28	<u>343,600</u>	28	<u>355,300</u>
29	<u>344,900</u>	29	<u>356,700</u>
30	<u>346,400</u>	30	<u>358,300</u>
31	<u>347,900</u>	31	<u>359,800</u>
32	<u>349,400</u>	32	<u>361,300</u>
33	<u>350,900</u>	33	<u>362,500</u>
34	<u>352,400</u>	34	<u>363,600</u>
35	<u>353,900</u>	35	<u>364,800</u>

36	<u>355,300</u>	36	<u>365,900</u>
37	<u>356,700</u>	37	<u>366,900</u>
38	<u>358,300</u>	38	<u>367,700</u>
39	<u>359,800</u>	39	<u>368,700</u>
40	<u>361,300</u>	40	<u>369,800</u>
41	<u>362,500</u>	41	<u>370,800</u>
42	<u>363,600</u>	42	<u>371,800</u>
43	<u>364,800</u>	43	<u>372,800</u>
44	<u>365,900</u>	44	<u>373,700</u>
45	<u>366,900</u>	45	<u>374,500</u>
46	<u>367,700</u>	46	<u>375,300</u>
47	<u>368,700</u>	47	<u>376,200</u>
48	<u>369,800</u>	48	<u>377,000</u>
49	<u>370,800</u>	49	<u>377,500</u>
50	<u>371,800</u>	50	<u>378,300</u>
51	<u>372,800</u>	51	<u>379,100</u>
52	<u>373,700</u>	52	<u>379,900</u>
53	<u>374,500</u>	53	<u>380,300</u>
54	<u>375,300</u>	54	<u>381,000</u>
55	<u>376,200</u>	55	<u>381,700</u>
56	<u>377,000</u>	56	<u>382,300</u>
57	<u>377,500</u>	57	<u>382,700</u>
58	<u>378,300</u>	58	<u>383,200</u>
59	<u>379,100</u>	59	<u>383,800</u>
60	<u>379,900</u>	60	<u>384,400</u>
61	<u>380,300</u>	61	<u>384,800</u>
62	<u>381,000</u>	62	<u>385,300</u>
63	<u>381,700</u>	63	<u>385,800</u>
64	<u>382,300</u>	64	<u>386,300</u>

65	<u>382,700</u>	65	<u>386,900</u>
66	<u>383,200</u>	66	<u>387,400</u>
67	<u>383,800</u>	67	<u>388,000</u>
68	<u>384,400</u>	68	<u>388,600</u>
69	<u>384,800</u>	69	<u>389,100</u>
70	<u>385,300</u>	70	<u>389,600</u>
71	<u>385,800</u>	71	<u>390,100</u>
72	<u>386,300</u>	72	<u>390,600</u>
73	<u>386,900</u>	73	<u>390,900</u>
74	<u>387,400</u>	74	<u>391,400</u>
75	<u>388,000</u>	75	<u>391,800</u>
76	<u>388,600</u>	76	<u>392,200</u>
77	<u>389,100</u>	77	<u>392,600</u>
78	<u>389,600</u>		
79	<u>390,100</u>		
80	<u>390,600</u>		
81	<u>390,900</u>		
82	<u>391,400</u>		
83	<u>391,800</u>		
84	<u>392,200</u>		
85	<u>392,600</u>		
備考 略		備考 略	

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第8条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 (小山市職員の給与に関する条例の一	附 則 (小山市職員の給与に関する条例の一

部改正に伴う経過措置) 第3条 略 2～6 略 7 小山市職員の給与に関する条例第4条第3項、第5項及び第7項から第9項まで、<u>第8条、第9条、第9条の3並びに第9条の4並びに新給与条例第4条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u> 8 略 (小山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第4条 小山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条<u>及び第5条の3</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 (小山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第6条 小山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条<u>及び第6条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	部改正に伴う経過措置) 第3条 略 2～6 略 7 小山市職員の給与に関する条例第4条第3項、第5項及び第7項から第9項まで<u>並びに第8条並びに新給与条例第4条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u> 8 略 (小山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第4条 小山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 (小山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第6条 小山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において小山市職員

の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１の一般給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第３条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第４条 切替日から令和８年３月３１日までの間における第１条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第８条の規定の適用については、同条第１項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるものに対しては、支給しない」と、同条第２項中「(5) 重度心身障がい者」とあるのは

「(5) 重度心身障がい者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「とする」とあるのは「、同項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする」とする。

第５条 切替日から令和８年３月３１日までの間における第４条の規定による改正後の小山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後企業職員条例」という。）第５条の規定の適用については、同条第１項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第５号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、管理者が定めるものに対しては、支給しない」と、同条第２項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは

「(4) 重度心身障害者

(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
とする。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

第6条 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後給与条例第9条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、市規則で定める地域手当の級地の区分に応じ、100分の20を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、市規則で定める。

（切替日前に異動等のあった職員等の地域手当に関する経過措置）

第7条 切替日の前日までに第1条の規定による改正前の給与条例第9条の3第1項に規定する異動のあった職員又は同日までに同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員を除く。）については、改正後給与条例第9条の3第1項本文中「割合をいう」とあるのは「割合又は小山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第号。以下この条において「令和7年改正条例」という。）附則第6条の市規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第6条の市規則で定める割合をいい」と、「同条の規定にかかわらず」とあるのは「前条又は令和7年改正条例附則第6条の規定にかかわらず」と、「から3年」とあるのは「から2年」と、「変更により、」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第6条の市規則で定める級地の区分、同条の市規則で定める割合若しくは同条後段の市規則で定める級地の変更により、」と、同項ただし書中「から3年」とあるのは「から2年」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第6条の市規則で定める級地の区分、同条の市規則で定める割合若しくは同条後段の市規則で定める級地の変更」と、同項中

「(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期

間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合」とあるのは「(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」と、同条第2項中「者から」とあるのは「者が、」と、「となった者が」とあるのは「となり」として、同条の規定を適用する。

2 切替日から令和10年3月31日までの間に改正後給与条例第9条の3第1項に規定する異動のあった職員又は当該期間に同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、同条第1項中「割合をいう」とあるのは「割合又は小山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年条例第 号。以下この条において「令和7年改正条例」という。)附則第6条の市規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第6条の市規則で定める割合をいい」と、「同条の規定にかかわらず」とあるのは「前条又は令和7年改正条例附則第6条の規定にかかわらず」と、「変更により、」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第6条の市規則で定める級地の区分、同条の市規則で定める割合若しくは同条後段の市規則で定める級地の変更により、」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第6条の市規則で定める級地の区分、同条の市規則で定める割合若しくは同条後段の市規則で定める級地の変更」と、同条第2項中「1級地」とあるのは「1級地又は令和7年改正条例附則第6条の市規則で定める級地の区分のうち支給割合の最も高い級地の区分」として、同条の規定を適用する。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第8条 改正後給与条例第10条第4項及び第10条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

第9条 改正後企業職員条例第6条の2第2項の規定は、切替日前に新たに小山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条の給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

第10条 第6条の規定による改正後の小山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第8条第2項の規定は、切替日前に新たに小山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(小山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第11条 小山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)			(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)		
第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
略			略		
第17条の5	第4条第3項か	第8条、第9条、第9条の4及び第10条の2	第17条の5	第4条第3項か	第8条、第9条の4及び第10条の2
	ら第9項まで、			ら第9項まで及	
	第8条、第9			び第8条	
	条、第9条の3				
	及び第9条の4				
	略			略	

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

一般給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1

3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3

29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	

55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		

81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					

107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

小山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

小山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 12 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

子の看護休暇の対象となる子の範囲を拡大することに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

小山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1(第14条関係)		別表第1(第14条関係)	
休暇の原因	休暇を与える 期間	休暇の原因	休暇を与える 期間
略		略	
16 <u>小学校就学の始期</u> <u>に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)</u> を養育する職員が、その子の <u>看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市規則で定めるその子の世話をを行うことをいう。)</u> のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日(その養育する <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間	16 <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)</u> を養育する職員が、その子の <u>看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又</u>	1の年度において5日(その養育する <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

		<u>はその子の教育若し</u> <u>くは保育に係る行事</u> <u>のうち市規則で定め</u> <u>るものへの参加をす</u> <u>ることをいう。)</u> のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
略		略	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

小山市国民健康保険財政調整基金条例等の一部改正について

小山市国民健康保険財政調整基金条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月12日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

公金の効率的な管理運用を図る観点から、小山市国民健康保険財政調整基金等の5つの基金について、他の基金と同じく必要に応じて有価証券により管理運用することを可能といたく、所要の改正をするため、提案するものである。

小山市国民健康保険財政調整基金条例等の一部を改正する条例

(小山市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正)

第1条 小山市国民健康保険財政調整基金条例（昭和41年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理) 第3条 略	(管理) 第3条 略 <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</u>

(小山市育英基金条例の一部改正)

第2条 小山市育英基金条例（昭和50年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理) 第3条 略	(管理) 第3条 略 <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</u>

(小山市社会福祉基金条例の一部改正)

第3条 小山市社会福祉基金条例（昭和50年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理) 第3条 略	(管理) 第3条 略 <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代え</u>

	<u>ることができる。</u>
--	-----------------

(小山市立博物館資料取得基金条例の一部改正)

第4条 小山市立博物館資料取得基金条例（昭和62年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理) 第3条 略	(管理) 第3条 略 <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</u>

(小山市介護保険給付基金条例の一部改正)

第5条 小山市介護保険給付基金条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理) 第3条 略	(管理) 第3条 略 <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小山市使用料手数料審議会条例の一部改正について

小山市使用料手数料審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 12 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

小山市使用料手数料審議会の委員について、審議終了時に解任とする現行方式を改め、任期を 2 年と定めることから、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市使用料手数料審議会条例の一部を改正する条例

小山市使用料手数料審議会条例（昭和５８年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第3条 審議会は、委員15人以内で市長が別に定める数の委員をもって組織し、その委員は、次の各号に掲げる者のうちから<u>必要のつど</u>市長が任命する。 （１）・（２） 略 2 <u>委員は、当該諮問に係る事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</u>	（組織） 第3条 審議会は、委員15人以内で市長が別に定める数の委員をもって組織し、その委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。 （１）・（２） 略 2 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 3 <u>委員は、再任されることができる。</u>

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

小山市公共自転車駐車場条例の一部改正について

小山市公共自転車駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 12 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

新幹線高架下公共駐輪場において自動二輪車を駐車することができることとし、小山駅東公共駐輪場の区画を分け、それぞれの名称を小山駅東第一公共駐輪場及び小山駅東第二公共駐輪場とし、小山駅東第一公共駐輪場の使用料を改めることに伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

小山市公共自転車駐車場条例の一部を改正する条例

小山市公共自転車駐車場条例（平成10年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(駐車対象車両) 第3条 公共駐輪場に駐車できる車両は、<u>道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車(以下「自転車等」という。)</u>とする。	(駐車対象車両) 第3条 公共駐輪場に駐車できる車両は、<u>次に掲げるものとする。</u> (1) <u>原動機付自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)</u> (2) <u>自転車(道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。)</u> 2 <u>新幹線高架下公共駐輪場において</u> <u>は、前項に規定するもののほか、自動二輪車(道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車であつて、側車付きでないものをいう。以下同じ。)</u><u>を駐車することができる。</u>
(禁止行為) 第10条 公共駐輪場においては、次に掲げる行為をしてはならない。	(禁止行為) 第10条 公共駐輪場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 略 (2) 駐車中の自転車等を<u>棄損</u>し、又は汚損すること。 (3)・(4) 略 別表第1(第2条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>小山駅東公共駐輪場</td><td>〃 駅東通り2丁目1860番地5</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table> 別表第2(第6条関係) 別記のとおり	名称	位置	略		小山駅東公共駐輪場	〃 駅東通り2丁目1860番地5	略		(1) 略 (2) 駐車中の自転車等(<u>自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。)</u>を<u>毀損</u>し、又は汚損すること。 (3)・(4) 略 別表第1(第2条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>小山駅東第一公共駐輪場</td><td>〃 駅東通り2丁目1860番5</td></tr> <tr> <td>小山駅東第二公共駐輪場</td><td>〃 駅東通り1丁目1793番7</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table> 別表第2(第6条関係) 別記のとおり	名称	位置	略		小山駅東第一公共駐輪場	〃 駅東通り2丁目1860番5	小山駅東第二公共駐輪場	〃 駅東通り1丁目1793番7	略	
名称	位置																		
略																			
小山駅東公共駐輪場	〃 駅東通り2丁目1860番地5																		
略																			
名称	位置																		
略																			
小山駅東第一公共駐輪場	〃 駅東通り2丁目1860番5																		
小山駅東第二公共駐輪場	〃 駅東通り1丁目1793番7																		
略																			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に第5条第1項の許可を受けている同日以後の自転車駐車場の定期使用に係る使用料については、なお従前の例による。

【改正前】

別表第2（第6条関係）

駐車場名	車両の種類	使用料（円）					
		区分	一時使用	定期使用			
				1月	3月	6月	1年
小山中央公共駐輪場	略						
城山町二丁目・新幹線高架下・小山駅東・間々田駅東・間々田駅西・思川駅南・思川駅北公共駐輪場							

備考 略

【改正後】

別表第 2（第 6 条関係）

駐車場名	車両の種類	使用料（円）					
		区分	一時使用	定期使用			
				1月	3月	6月	1年
小山中央公共駐輪場	略						
新幹線高架下公共駐輪場	自転車	一般	100	1,000	2,400	4,800	9,600
		学生	100	500	1,200	2,400	4,800
	原動機付自転車及び自動二輪車	一般	200	1,500	3,600	7,200	14,400
		学生	200	1,000	2,400	4,800	9,600
小山駅東第一公共駐輪場	自転車	一般	100	1,300	3,100	6,200	12,400
		学生	100	600	1,500	3,000	6,000
	原動機付自転車	一般	200	1,500	3,600	7,200	14,400
		学生	200	1,000	2,400	4,800	9,600
城山町二丁目・小山駅東第二・間々田駅東・間々田駅西・思川駅南・思川駅北公共駐輪場	略						

備考 略

小山市有墓地設置条例の一部改正について

小山市有墓地設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 12 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

市有墓地に隣接する小山市大字下国府塚686－4（17㎡）の土地について、所有者から寄附を受け、これにより市有墓地の所在及び地積について変更が生じることから、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市有墓地設置条例の一部を改正する条例

小山市有墓地設置条例（昭和４１年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表		別表	
所在	地積	所在	地積
略		略	
下国府塚642—1	略	下国府塚642—1	略
略		略	
〃 685	略	〃 685	略
略		〃 686—4	17
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小山市国民健康保険税条例の一部改正について

小山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 12 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

小山市国民健康保険運営協議会の答申内容を踏まえ、令和 7 年度から小山市国民健康保険税の課税限度額を引き上げることに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小山市国民健康保険税条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（課税額） 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 略 （国民健康保険税の減額） 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合	（課税額） 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 略 （国民健康保険税の減額） 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合

には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1)～(3) 略 2・3 略	には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1)～(3) 略 2・3 略
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の小山市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

小山市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部改正について

小山市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 12 日提出

小山市長 浅野 正富

(提案理由)

生涯にわたる歯・口腔の健康維持、歯や口腔の健康に関する健康格差の縮小等を目指し、歯科口腔保健の一層の推進を図るために、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

小山市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（目的） 第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を、関連分野における多様な主体の自律性を重んじながら、総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。 （市民の責務） 第4条 市民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深めるとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯と口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、健康診査、歯科医療並びに保健指導（以下「<u>歯科検診等</u>」という。）を受けることにより、生涯にわたつ	（目的） 第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を、関連分野における多様な主体の自律性を重んじながら、総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進並びに健康格差の縮小に寄与することを目的とする。 （市民の責務） 第4条 市民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深めるとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯と口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、健康診査、歯科医療並びに保健指導（以下「<u>歯科健診等</u>」という。）を受けることにより、生涯にわたつ

て、歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めなければならない。

(保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等の役割)

第6条 保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者(歯科医師等を除く。)は、市民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることのできる環境の整備を図る上で、その果たすべき役割の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者(事業活動を行うものをいう。)は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員の歯科検診等を受ける機会の確保を図ることその他当該従業員の歯と口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

(歯と口腔の健康づくりのための基本的施策)

第8条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するも

て、歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めなければならない。

(保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等の役割)

第6条 保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者(歯科医師等を除く。)は、市民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科健診等を受けることのできる環境の整備を図る上で、その果たすべき役割の重要性に鑑み、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者(事業活動を行うものをいう。)は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員の歯科健診等を受ける機会の確保を図ることその他当該従業員の歯と口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

(歯と口腔の健康づくりのための基本的施策)

第8条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するも

のとする。 (1)・(2) 略 (3) 高齢期における<u>口腔機能の維持及び向上策等</u>を推進すること。 (4) 略 (5) 略 (6) 略	のとする。 (1) 妊娠期における<u>むし歯予防策、歯周疾患予防策等</u>を推進すること。 (2)・(3) 略 (4) 高齢期における<u>オーラルフレイル対策</u>(加齢に伴って口腔機能が心身の機能の低下につながる虚弱な状態になることを予防し、当該状態を早期に把握し、及び改善するための取組をいう。)等を推進すること。 (5) 略 (6) 8020運動(80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取組をいう。)を推進すること。 (7) 略 (8) 災害発生時又は感染症のまん延時において、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、市民が適切な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができる環境整備を推進すること。 (9) 略
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

小山市手数料条例の一部改正について

小山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月12日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正並びに宅地造成及び特定盛土等規制法の施行及び栃木県下における本格的運用開始により、令和7年度から本市において新たな審査事務等が生じることに伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

小山市手数料条例の一部を改正する条例

小山市手数料条例（平成１２年条例第５号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(種類、額等) 第2条 手数料の種類及び額は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この号において「法」という。)関係手数料 ア 建築物に関する確認申請等(法第6条、第18条関係(<u>同法</u>第87条において準用する場合を含む。))	(種類、額等) 第2条 手数料の種類及び額は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この号において「法」という。)関係手数料 ア 建築物に関する確認申請等(法第6条、第18条関係(<u>法</u>第87条において準用する場合を含む。)) <u>次に定める額を合算した額</u> <u>(ア) 次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額</u>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th><th>額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>30平方メートルを超え100平方メートル以内</td><td><u>15,000</u></td></tr> <tr> <td>100平方メートルを超え200平方メートル以内</td><td><u>23,000</u></td></tr> <tr> <td>200平方メートルを超え500平方メートル以内</td><td><u>37,000</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table> 備考 略	床面積の合計	額(円)	略		30平方メートルを超え100平方メートル以内	<u>15,000</u>	100平方メートルを超え200平方メートル以内	<u>23,000</u>	200平方メートルを超え500平方メートル以内	<u>37,000</u>	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th><th>額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>30平方メートルを超え100平方メートル以内</td><td><u>16,000</u></td></tr> <tr> <td>100平方メートルを超え200平方メートル以内</td><td><u>28,000</u></td></tr> <tr> <td>200平方メートルを超え500平方メートル以内</td><td><u>43,000</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table> 備考 略 <u>(イ) 仕様基準(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成17年法律第83号)第2条第1項第1号に規定する仕様基準)</u>	床面積の合計	額(円)	略		30平方メートルを超え100平方メートル以内	<u>16,000</u>	100平方メートルを超え200平方メートル以内	<u>28,000</u>	200平方メートルを超え500平方メートル以内	<u>43,000</u>	略	
床面積の合計	額(円)																								
略																									
30平方メートルを超え100平方メートル以内	<u>15,000</u>																								
100平方メートルを超え200平方メートル以内	<u>23,000</u>																								
200平方メートルを超え500平方メートル以内	<u>37,000</u>																								
略																									
床面積の合計	額(円)																								
略																									
30平方メートルを超え100平方メートル以内	<u>16,000</u>																								
100平方メートルを超え200平方メートル以内	<u>28,000</u>																								
200平方メートルを超え500平方メートル以内	<u>43,000</u>																								
略																									

ギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(第18号において「建築物エネルギー消費性能基準」という。)であって、市長が指定するものをいう。第18号において同じ。)に適合するかどうかの審査が必要な建築物については、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれに定める額

a 一戸建ての住宅については、次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額

<u>床面積の合計</u>	<u>額(円)</u>
<u>200平方メートル未満</u>	<u>11,000</u>
<u>200平方メートル以上</u>	<u>13,000</u>

b 共同住宅等(共同住宅又は長屋をいう。以下同じ。)については、次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額

<u>床面積の合計</u>	<u>額(円)</u>
<u>300平方メートル未満</u>	<u>21,000</u>
<u>300平方メートル以上2,000平方</u>	<u>34,000</u>

	メートル未満		
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満		54,000
	5,000平方メートル以上		71,000
イ 略	イ 略		
ウ 建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知(法第7条、第18条関係)	ウ 建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知(法第7条、第18条関係)		
床面積の合計	額(円)		
略	略		
30平方メートルを超え100平方メートル以内	20,000		
100平方メートルを超え200平方メートル以内	25,000		
200平方メートルを超え500平方メートル以内	36,000		
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	63,000		
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	81,000		
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	150,000		
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	240,000		
50,000平方メートルを超えるもの	470,000		
エ 略	エ 略		
オ 中間検査の合格証交付を受けた建築物に関する完了検査申請	オ 中間検査の合格証交付を受けた建築物に関する完了検査申請		

又は工事完了通知(法第7条、第18条関係)		又は工事完了通知(法第7条、第18条関係)	
床面積の合計	額(円)	床面積の合計	額(円)
略		略	
100平方メートルを超え200平方メートル以内	<u>24,000</u>	100平方メートルを超え200平方メートル以内	<u>27,000</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以内	<u>35,000</u>	200平方メートルを超え500平方メートル以内	<u>42,000</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	<u>61,000</u>	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	<u>73,000</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	<u>78,000</u>	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	<u>93,000</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	<u>140,000</u>	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	<u>160,000</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	<u>230,000</u>	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	<u>270,000</u>
50,000平方メートルを超えるもの	<u>460,000</u>	50,000平方メートルを超えるもの	<u>550,000</u>
カ〜リ 略		カ〜リ 略	
(7) 略		(7) 略	
		(8) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> (昭和36年法律第191号。以下この号において「法」という。)関係手数料	
		<u>中間検査(法第18条、第37条関係)</u>	
		<u>中間検査を行う部分の土地</u>	<u>額(円)</u>
		<u>の面積の合計</u>	
		3,000平方メートル以内	<u>3,700</u>

	3,000平方メートルを超え	5,600
	20,000平方メートル以内	
	20,000平方メートルを超え	9,400
	40,000平方メートル以内	
	40,000平方メートルを超え	16,000
	70,000平方メートル以内	
	70,000平方メートルを超え	28,000
	100,000平方メートル以内	
	100,000平方メートルを超え	39,000
	えるもの	
(8)～(15) 略		
(16) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。)関係手数料		
ア 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査		
(ア) 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれに定める額		
a 略		
b 法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項</u> に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保		
(9)～(16) 略		
(17) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。)関係手数料		
ア 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査		
(ア) 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれに定める額		
a 略		
b 法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項</u> に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確		

の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関によりあらかじめ審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に定める額を合算した額 (a)～(c) 略 イ 略 (17) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>(以下この号において「法」という。)関係手数料 ア <u>法第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれに定める額</u> (ア) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号において「省令」という。)第10条第1号に規定する工場等に対する審査 次の表に掲げる非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号において同じ。)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額</u>	保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関によりあらかじめ審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に定める額を合算した額 (a)～(c) 略 イ 略 (18) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>(以下この号において「法」という。)関係手数料 ア <u>法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれに定める額</u> (ア) <u>一戸建ての住宅に対する審査については、次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額</u>
---	--

非住宅部分の床面積		額(円)	
の合計	モデル建物法	標準入力法・主要室入力法	
300㎡以上2,000㎡未満	35,000	39,000	
2,000㎡以上5,000㎡未満	87,000	94,000	
5,000㎡以上10,000㎡未満	130,000	130,000	
10,000㎡以上25,000㎡未満	160,000	170,000	
25,000㎡以上	200,000	210,000	

(イ) (ア)に定める建築物以外の建築物に対する審査 次の表に掲げる非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額

非住宅部分の床面積		額(円)	
積の合計	モデル建物法	標準入力法	

床面積の合計	額(円)	
	性能基準	性能基準及び仕様基準の併用
200㎡未満	32,000	24,000
200㎡以上	36,000	26,000

備考 性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この号において同じ。

(イ) その全部を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号において「省令」という。)第10条第1号に規定する工場等の用途に供する建築物に対する審査については、次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額

床面積の合計		額(円)	
	モデル建物法	標準入力法	

	物法	法・主要 室入力法		物法	法・主要 室入力法
			300m ² 未満	18,000	21,000
300m ² 以上2,000m ² 未 満	130,000	330,000	300m ² 以上1,000m ² 未 満	25,000	29,000
			1,000m ² 以上2,000m ² 未満	35,000	40,000
2,000m ² 以上5,000m ² 未満	210,000	480,000	2,000m ² 以上5,000m ² 未満	89,000	95,000
5,000m ² 以上 10,000m ² 未満	280,000	590,000	5,000m ² 以上 10,000m ² 未満	130,000	140,000
10,000m ² 以上 25,000m ² 未満	340,000	700,000	10,000m ² 以上 25,000m ² 未満	160,000	170,000
25,000m ² 以上	400,000	800,000	25,000m ² 以上	200,000	210,000
			備考 モデル建物法又は標準入力 法・主要室入力法とは、建築物エ ネルギー消費性能基準であって、 それぞれ市長が指定するものをい う。以下このアにおいて同じ。 (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる建 築物以外の建築物に対する審 査 次に掲げる区分に応じ、 それぞれ次に定める額を合算 した額 a 住宅部分(bに係るものを除 く。)については、次の表に 掲げる床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ同表に定 める額		

	床面積の合計	額(円)	
		性能基準	性能基準及び 仕様基準の併 用
	200m ² 未満	32,000	24,000
	200m ² 以上	36,000	26,000
	b 共同住宅等の部分については、次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額		
	床面積の合計	額(円)	
		性能基準	性能基準及び 仕様基準の併 用
	300m ² 未満	65,000	48,000
	300m ² 以上	100,000	80,000
	2,000m ² 未満		
	2,000m ² 以上	180,000	140,000
	5,000m ² 未満		
	5,000m ² 以上	260,000	200,000
	c 非住宅部分については、次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額		
	床面積の合計	額(円)	
		モデル	標準入力
		建物法	法・主要 室入力法
	300m ² 未満	82,000	236,400

	300m ² 以上1,000m ² 未満	100,000	296,200
	1,000m ² 以上2,000m ² 未満	130,000	380,000
	2,000m ² 以上5,000m ² 未満	220,000	531,700
	5,000m ² 以上10,000m ² 未満	290,000	658,800
	10,000m ² 以上25,000m ² 未満	340,000	777,700
	25,000m ² 以上	400,000	884,000
イ 法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付アに定める審査の区分に応じ、それぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額	イ 法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付アに定める審査の区分に応じ、それぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額		
ウ 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(以下この号において「性能向上計画認定」という。)の申請に対する審査一の建築物ごとに次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれに定める額を合算した額	ウ 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(以下この号において「性能向上計画認定」という。)の申請に対する審査一の建築物ごとに次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれに定める額を合算した額		

(ア) (イ)に掲げるものの以外の
審査

a bに掲げるものの以外の審査
次に定める額を合算した額

(a) 一戸建ての住宅、共同住宅等の住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この号において同じ。)については、次の表に掲げる当該申請に係る建築物における床面積(共同住宅等について共用部分を計算しない評価方法(省令第4条第3項第2号に規定する方法をいう。以下この号において同じ。)を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を控除した面積)の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額

住宅の種類	床面積の合計	額(円)
一戸建ての住宅	200㎡未満	31,000
	200㎡以上	35,000
共同住宅等	300㎡未満	63,000
	300㎡以上2,000㎡未満	100,000
	2,000㎡以上	

(ア) (イ)に掲げるものの以外の
審査

a bに掲げるものの以外の審査
次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 一戸建ての住宅については、次の表に掲げる当該申請に係る建築物における床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額

評価基準	床面積の合計	額(円)
誘導性能基準	200㎡未満	32,000
	200㎡以上	36,000
誘導仕様基準	200㎡未満	16,000
	200㎡以上	18,000
併用法	200㎡未満	24,000

	2,000m ² 以上	180,000		200m ² 以上	26,000
	5,000m ² 未満				
	5,000m ² 以上	250,000			
			備考 誘導性能基準又は誘導仕様基準とは、法第30条第1項第1号に規定する基準(以下この号において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。)であつて、それぞれ市長が指定するものをいい、併用法とは、誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものをいう。以下この号において同じ。		
			(b) (a)に掲げる用途以外の建築物については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合算した額		
			i 住宅部分(iiに係るものを除く。)については、次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額		
			評価基準	床面積の合計	額(円)
			誘導性能基準	200m ² 未満	32,000
				200m ² 以上	36,000
			誘導仕様基準	200m ² 未満	16,000
				200m ² 以上	18,000

	<u>併用法</u>	<u>200m²未満</u>	<u>24, 000</u>
		<u>200m²以上</u>	<u>26, 000</u>
	<u>ii 共同住宅等の部分に</u> <u>ついては、次の表に掲</u> <u>げる床面積の合計の区</u> <u>分に応じ、それぞれ同</u> <u>表に定める額</u>		
	<u>評価基準</u>	<u>床面積の合計</u>	<u>額(円)</u>
	<u>誘導性能基準</u>	<u>300m²未満</u>	<u>65, 000</u>
		<u>300m²以上</u>	<u>100, 000</u>
		<u>2, 000m²未満</u>	
		<u>2, 000m²以上</u>	<u>180, 000</u>
		<u>5, 000m²未満</u>	
		<u>5, 000m²以上</u>	<u>260, 000</u>
	<u>誘導仕様基準</u>	<u>300m²未満</u>	<u>31, 000</u>
		<u>300m²以上</u>	<u>53, 000</u>
		<u>2, 000m²未満</u>	
		<u>2, 000m²以上</u>	<u>97, 000</u>
		<u>5, 000m²未満</u>	
		<u>5, 000m²以上</u>	<u>140, 000</u>
	<u>併用法</u>	<u>300m²未満</u>	<u>48, 000</u>
		<u>300m²以上</u>	<u>80, 000</u>
		<u>2, 000m²未満</u>	
		<u>2, 000m²以上</u>	<u>140, 000</u>
		<u>5, 000m²未満</u>	
		<u>5, 000m²以上</u>	<u>200, 000</u>
<u>(b) 非住宅部分について</u>	<u>iii 非住宅部分について</u>		

は、次の表に掲げる当該申請に係る建築物における非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額

非住宅部分の床面積の合計	額(円)	
	モデル建物法	標準入力法・主要室入力法
300m ² 未満	80,000	210,000
300m ² 以上2000m ² 未満	130,000	330,000
2,000m ² 以上5,000m ² 未満	210,000	480,000
5,000m ² 以上10,000m ² 未満	280,000	590,000
10,000m ² 以上25,000m ² 未満	340,000	700,000
25,000m ² 以上	400,000	800,000

b 法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することにつ

は、次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額

床面積の合計	額(円)	
	モデル建物法	標準入力法・主要室入力法
300m ² 未満	82,000	236,400
300m ² 以上1,000m ² 未満	100,000	295,200
1,000m ² 以上2,000m ² 未満	130,000	380,000
2,000m ² 以上5,000m ² 未満	220,000	531,700
5,000m ² 以上10,000m ² 未満	290,000	658,800
10,000m ² 以上25,000m ² 未満	340,000	777,700
25,000m ² 以上	400,000	884,000

備考 モデル建物法又は標準入力法・主要室入力法とは、建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、それぞれ市長が指定するものをいう。以下このウにおいて同じ。

b 法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することにつ

いて、<u>法第15条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関によりあらかじめ審査(以下この号において「適合審査」という。)を受けた性能向上計画認定に対する審査 次に定める額を合算した額 (a)・(b) 略 (イ) 性能向上計画認定に<u>法第35条第2項</u>の規定による申出(以下この号において「申出」という。)を伴う場合の審査 当該申請に係る建築物について第6号に定めるところにより算定した手数料の額に(ア)に定める額を加えた額。この場合において、建築基準法第6条の3第1項又は同法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を要するときは、当該構造計算適合性判定を要する一の建築物(一の建築物の部分ごとに構造計算適合性判定を要する場合にあっては、当該部分)ごとに、次の表に掲げる構造計	いて、<u>法第14条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関によりあらかじめ審査(以下この号において「適合審査」という。)を受けた性能向上計画認定に対する審査 次に定める額を合算した額 (a)・(b) 略 (イ) 性能向上計画認定に<u>法第30条第2項</u>の規定による申出(以下この号において「申出」という。)を伴う場合の審査 当該申請に係る建築物について第6号に定めるところにより算定した手数料の額に(ア)に定める額を加えた額。この場合において、建築基準法第6条の3第1項又は同法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を要するときは、当該構造計算適合性判定を要する一の建築物(一の建築物の部分ごとに構造計算適合性判定を要する場合にあっては、当該部分)ごとに、次の表に掲げる構造計
---	---

算適合性判定の区分に応じ、 それぞれ同表に定める額を加えた額 略 備考 略 エ 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定(以下この号において「変更認定」という。)に対する審査 (ア) 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれに定める額 a bに掲げるもの以外の変更認定に対する審査 <u>次に定める額を合算した額</u> (a) <u>一戸建ての住宅、共同住宅等の住宅部分</u>については、ウ(ア)a(a)に定める額に2分の1を乗じて得た額 (b) <u>非住宅部分</u>については、ウ(ア)a(b)に定める額に2分の1を乗じて得た額 (c) <u>新たに追加する住宅部分又は非住宅部分</u>については、ウ(ア)aに定める額	算適合性判定の区分に応じ、 それぞれ同表に定める額を加えた額 略 備考 略 エ 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定(以下この号において「変更認定」という。)に対する審査 (ア) 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれに定める額 a bに掲げるもの以外の変更認定に対する審査 <u>次に定める額</u> (a) <u>計画の認定を受けた一戸建ての住宅</u>については、ウ(ア)a(a)に定める額に2分の1を乗じて得た額 (b) <u>新たに追加する一戸建ての住宅</u>については、ウ(ア)a(a)に定める額 (c) (a)及び(b)に掲げるものの以外については、<u>次に掲げる額を合算した額</u> i <u>計画の認定を受けた住宅部分</u>については、
--	---

b 略 (イ) 略 <u>オ 法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(以下この号において「基準適合認定」という。)の申請に対する審査 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれに定める額を合算した額</u> <u>(ア) (イ)に掲げるもの以外の</u>	<u>ウ(ア)a(b) i に定める額に2分の1を乗じて得た額</u> <u>ii 計画の認定を受けた共同住宅等の部分については、ウ(ア)a(b) ii に定める額に2分の1を乗じて得た額</u> <u>iii 計画の認定を受けた非住宅部分については、ウ(ア)a(b) iiiに定める額に2分の1を乗じて得た額</u> <u>iv 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分については、それぞれウ(ア)a(b) i から iiiまでに定める額</u> b 略 (イ) 略
---	---

審査

a 住宅部分については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(a) 一戸建ての住宅 次の表に掲げる当該申請に係る建築物における床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額

<u>床面積の</u> <u>合計</u>	<u>額(円)</u>	
	<u>モデル住宅法・</u> <u>仕様基準</u>	<u>性能基準</u>
<u>200m²未満</u>	<u>16,000</u>	<u>31,000</u>
<u>200m²以上</u>	<u>17,000</u>	<u>35,000</u>

備考 モデル住宅法とは、建築物エネルギー消費性能基準(法第2条第1項第3号に規定するものをいう。以下この号において同じ。)であつて、市長が指定するものをいう。
仕様基準とは、省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準をいう(以下この号において同じ。)。性能基準とは、省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に規定する基準をいう(以下この号において同じ。))。

(b) 共同住宅等 次の表に掲げる当該申請に係る建築物における床面積(共用

部分を計算しない評価方法を用いる場合にあつては、共用部分の床面積を控除した面積)の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額

床面積の合計	額(円)	
	フロア入力 法・仕様基準	性能基準
300㎡未満	30,000	63,000
300㎡以上 2,000㎡未満	52,000	100,000
2,000㎡以上 5,000㎡未満	95,000	180,000
5,000㎡以上	140,000	250,000

備考 フロア入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準であつて、市長が指定するものをいう。

b 非住宅部分については、ウ
(ア)a(b)に定める額

(イ) 建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて、適合審査を受けた基準適合認定に対する審査

a 一戸建ての住宅、共同住宅等の住宅部分については、ウ(ア)b(a)に定める額

b 非住宅部分については、ウ
(ア)b(b)に定める額

<u>(18)</u> 略 2～4 略	<u>(19)</u> 略 2～4 略
------------------------	------------------------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

財産の取得について

準用河川島田川整備事業用地を次のとおり取得するものとする。

令和 7 年 2 月 12 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

準用河川島田川整備事業に係る用地取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 5 号)第 3 条の規定により、提案するものである。

1 土地の表示

番号	大 字	字	地 番	地 目	土地権利者	買収地籍(㎡)
1	島 田	車	131 番	田	■	483.46
2	島 田	車	132 番	田	■	7,695.02
3	島 田	車	166 番 1	畑	■	283.67
4	島 田	庚申東	676 番	田	■	11,650.72
5	島 田	庚申東	681 番	田	■	2,352.43
6	島 田	庚申東	685 番 1	田	■	1,201.64
合 計						23,666.94

2 取得予定価格 103,197,592 円

3 契約の相手

番号	住 所	氏 名	買収地籍(㎡)
1	■	■	8,178.48
2	■	■	15,488.46

地方独立行政法人新小山市民病院第 4 期中期計画の認可について

地方独立行政法人新小山市民病院から、同法人の第 4 期中期計画について、別紙のとおり認可申請があったが、本件については、認可するものとする。

令和 7 年 2 月 12 日提出

小山市長 浅 野 正 富

（提案理由）

地方独立行政法人新小山市民病院から、同法人の第 4 期中期計画について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 26 条第 1 項の規定による認可申請があったので、当該中期計画を認可することについて、同法第 83 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

地方独立行政法人新小山市民病院 第4期中期計画

地方独立行政法人化以降、3度の中期計画期間毎に、新小山市民病院は着実に「地域密着型の急性期中核病院」が有すべき“標準装備”とも言うべき病院機能を付加してきた。今後の超高齢化多死社会の医療提供体制においては、病院単位での役割・機能分化が進むであろう。各病院は、「治す医療」と「支える医療」のどちらか一方を選択することを迫られる。現在、“治す”急性期病棟と一部に“支える”地域包括ケア病棟を有する本院は、300床全体を急性期に特化する方向以外に将来の選択肢はなさそうである。そして、「支える医療」に対しては、地域の他医療機関と緊密に連携することによって、地域中核病院としての役割を果たすことになる。すなわち、これからは、「地域として医療が成り立つ」ことによって、「個々の病院が成り立つ」という考えに立つべきである。

第4期中期計画においては、小山市及び周辺地域における本院の役割を「地域連携型の急性期中核病院」と位置付け、以下を目標とする。

- ① 未だ本院に備わっておらず、かつ対応可能な各種の急性期診療機能を拡充する。
- ② 医療機関との連携を深め、地域医療機関とより密接な共同体関係を築く。

これらを実現するためには、ヒト、モノ、カネ、ジョウハウの全てが必要となる。これまで本院が醸成してきたソーシャルキャピタル(人と人との関係性・つながり)、ヘルシーワークプレイス活動、働き方改革をさらに推進することにより、職員の意欲と満足度を高め、資質の高い職員を確保していく。これまで本院が地域医療機関と築いた連携関係をさらに深め、お互いがwin-winとなるように、胸襟を開き本音で語り合う。必要な施設設備を拡充するために、健全経営を継続するとともに、これまで本院が蓄積してきた内部留保(現金預金)を活用していく。そして新たな資金源(地方債)を得て戦略的に投資していくことも視野に入れる。

新小山市民病院の今までの過程で、「病院は人で成り立つ」と「病院は連携で成り立つ」ことを我々は学んだ。独法化後11年連続の黒字という経営改善の成果は、そうして「病院が成り立った」結果である。対話と共創のオンリーワンホスピタルを追求してきた我々の行く先には、新たな地平が見えてきた。それは、“新・新小山市民病院”への旅立ちでもある。

第1 中期計画の期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 公立病院としての役割の発揮と責務の遂行

(1) 救急医療への対応

高齢者救急を中心とした需要増に対し、医師の働き方改革等の人的資源の制約の中で、他の医療機関との役割分担を行い、地域需要に対応していく。

⇒人的資源の制約の中でも、内科、外科、循環器、脳疾患、小児の全領域において、24時間365日の救急受入体制を堅持する。

⇒救急車利用者への時間外選定療養費の啓発と浸透を通じて、安易な軽症受診の抑制を図る。

⇒地域救急医療体制の要として、地域の救急医療機関との間で顔の見えるネットワークを主宰し、相互理解に基づいた効果的・効率的な役割分担を図る。

⇒円滑な下り転院搬送スキームを構築することで、迫る高齢者救急の需要増に対応していく。

⇒救急ワークステーション構想を具現化させ、小山市消防本部との連携強化を通じて、救急体制の充実を図る。

目標指標	令和10年度目標値	参考(令和5年度実績)
救急患者入院率	40.0%	38.2%

活動指標
救急外来受診者数(人)
救急車受入数(人)
救急入院件数(人)
救急車受入要請に対する不応需率(%)

(2) 災害時における機能の強化

地域災害拠点病院として、平時から災害医療に対応可能な体制の整備に努める。

⇒被災時は瞬時に災害体制に切り替え、すみやかに業務継続計画に則った運用を遂行できるよう、定期的な訓練と、適宜に啓発を繰り返していく。

⇒小山市からの協力要請に応えるために、自院の災害時運用と小山市地域防災計画との整合を踏まえて、小山市・医師会・消防等の地域関係

団体との間での協力関係を構築する。

⇒被災時に地域連携病院と円滑な連携及び支援を行えるよう、地域での災害時相互支援体制を構築する。

⇒訓練・研修の参加を通じて、災害派遣医療チーム（DMAT）の質的向上を図ることで、被災地支援能力と自院被災時支援能力の強化を行う。

⇒災害派遣医療チーム（DMAT）の核となる医師の増員を行うことで、持続可能な体制を構築する。

⇒平時から物資の備蓄に努める。

目標指標	令和 10 年度目標値	参考(令和 5 年度実績)
災害訓練・研修参加回数	12回	8回

活動指標
院内訓練実施回数（回）
DMAT・災害支援ナース登録者数（人）
地域医療機関・各団体との協議回数（回）

（３） 新興感染症への対応

感染症法に基づく協定指定医療機関としての責務を全うし、新興感染症に対応する医療提供体制を確保する。

⇒新興感染症に対する情報収集や方針決定が迅速に実施できる院内体制を整備する。

⇒感染症患者の受入体制（動線分離、隔離）を整備する。

⇒感染症に応じた院内感染対策（検温・問診などの水際対策）を徹底する。

⇒行政、他の医療機関と役割分担・連携強化を図り、医療提供体制を維持する。

⇒衛生資器材の確保と計画的な備蓄を図る。

⇒職員及び院内業務従事者への感染教育を徹底する。

⇒感染拡大の長期化に対応した業務継続計画（BCP）の策定及び随時改訂を実施する。

活動指標
感染症対応に必要な個人防護具等の資材の備蓄

（４） 予防医療の充実

質の高い検査技術・検査精度を保ち、受診者満足度の向上に努め、予防医療に関する普及啓発を推進する。

- ⇒人間ドック・予防医療学会機能評価認定施設として高精度の検査、読影判定結果から地域医療機関と連携を図り、地域住民のライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに寄与する。
- ⇒超高齢化社会に向けて健康寿命の延伸、介護予防に寄与すべく、フレイルの啓発、フレイルドックの推進を図る。
- ⇒第4期特定保健指導においてアウトカム・プロセス指標に重点を置いた実効性をもつ指導を実施する。
- ⇒ICTを利活用し、PHRの利用拡大、検査結果から二次受診率の向上、かかりつけ医・地域医療機関との医療情報共有により、がんの早期発見、メタボリックシンドローム、生活習慣病の重症化予防に寄与する。
- ⇒受診者の多様性を受け入れ、性差、年齢、ライフコースを踏まえた人間ドック施設として予防医療を提供する。

目標指標	令和10年度目標値	参考(令和5年度実績)
人間ドック受診者数	1,950人	1,923人
フレイルドック受診者数	12人	3人
特定保健指導実施率	99%	98%
PHR登録率	90%	導入前
検査結果報告書発送期日	21日以内	30日以内
二次受診率	88%	87%

活動指標
各種ドック受診者数(人)
特定保健指導終了実施率(%)
PHRでの検査結果報告率(%)
二次受診率(%)
第4期特定保健指導目標達成率(%)
検査結果報告期間(日)
総ドック受診者の顧客単価(円)
外部講演会・学会発表・市民公開講座開催数(回)

(5) 地域の中核医療機関、地域医療支援病院としての役割の発揮

win-winとなる持続可能な地域連携体制の構築を進める。

- ⇒地域完結型医療連携の会などの症例検討会を行い当院への信頼と紹介を促進する。
- ⇒小山市近郊地域医療連携協議会(通称 15 病院協議会)を主宰し近隣病院との病病連携の促進に努める。
- ⇒15 病院協議会の病院間と個別に会議を開催し、互いの役割分担を共有理解し、持続可能な連携体制を図るために人材交流を進めるなど、より緊密な連携の構築を図る。

- ⇒地域医療機関への定期的な訪問活動を行い、連携を強化する。
- ⇒小山地区医師会との連携を強化する。
- ⇒連携医療機関へ e メールなどによる様々な最新情報を発信する。
- ⇒後方病院へ退院支援システムなどを用いて転院の促進を図る。
- ⇒脳卒中患者を一週間以内に転院するなどの後方連携の促進を図る。
- ⇒退院支援では関係する市町の介護・福祉担当課と緊密な連携を行い、適切な退院調整を図る。
- ⇒地域のケアマネジャー（地域包括支援センター）との連携を図り、適切な在宅復帰に努める。

目標指標	令和 10 年度目標値	参考(令和 5 年度実績)
紹介率	90.0%	86.6%
逆紹介率	85.0%	83.2%

活動指標
地域医療従事者等への研修（症例検討会）回数
小山市近郊地域医療連携協議会開催数（部会含）
個別連携会議開催数（事務折衝含）
医療機関訪問件数
情報発信回数
在宅復帰率（%）
入院患者への面談件数
転院支援件数（転院件数）
脳卒中患者の転院平均日数

2 地域のニーズに応じた質の高い医療の提供

（１）診療機能の整備

総合診療体制の強化を行う。

- ⇒各診療科が専門性を発揮し、相互に連携を図り、多様な病態に対応できる治療体制を整備する。
- ⇒各種検査、薬剤指導、栄養指導など診療支援体制の充実を図る。

地域のニーズに応じた医療を提供する。

- ⇒手術体制の増強を図る。（手術室増設、ロボット手術導入、外来手術拡大）
- ⇒歯科口腔外科を新設する。（外来診療、入院手術、口腔ケア管理）
- ⇒別館建設事業を実施（令和 8 年度竣工）
- ⇒病床転換（全 300 床急性期）、総合入院体制加算 3 の取得を目指す。

チーム医療の推進を行う。

- ⇒部門を越えた多職種によるチーム医療を推進する。
- ⇒クリニカルパスを活用し、効率的な医療の提供を目指す。
- ⇒医科・歯科の連携を推進し、治療実績の向上を図る。

目標指標	令和 10 年度目標値	参考(令和 5 年度実績)
手術件数	4,000件	3,282件
クリニカルパス使用率 (%)	60.0%	52.0%

活動指標
全身麻酔実施件数
日帰り手術件数
手術支援ロボット稼働件数（稼働後）
HCU 稼働率 (%)
MRI件数
CT件数
糖尿病教育入院患者数（人）
薬剤管理指導実施率 (%)
栄養食事指導件数
リハビリテーション実施単位数
口腔ケア実施件数
栄養サポートチーム（NST）実施件数
褥瘡発生率 (%)
院内感染制御チーム（ICT）ラウンド実施回数（回）
認知症チーム介入件数
ストーマ外来件数
臨床的課題への検討件数

（２）急性期医療への対応

急性期診療の質的・量的なレベルアップを行う。

ア がん

- ・がん治療体制の充実を図る。

- ⇒他部門との連携強化によるがん治療患者の増加
- ⇒医師の増員（外科医・麻酔科医・化学療法医）
- ⇒手術室の増設
- ⇒看護師の増員

- ・低侵襲外科治療を推進する。

- ⇒手術支援ロボットの導入及び鏡視下手術数の増加
- ⇒手術支援ロボットによる適応症例の確保のため、泌尿器領域を始めと

した消化器領域以外のがん手術症例の掘り起こしの強化

- ・放射線治療施設化に向けた準備を行う。

⇒第5期中期計画において完工すべく、専門医師の確保と並行して設備計画の着手を行う。

- ・薬物療法の質的向上を図る。

⇒専門スタッフの拡充及び多職種チーム医療の充実

- ・緩和ケアの充実を図る。

⇒多職種チーム医療の充実及び緩和ケア病棟を持つ医療機関との連携強化

目標指標	令和10年度目標値	参考(令和5年度実績)
がん登録件数	1,000件	841件

活動指標
悪性腫瘍手術件数（外科）
化学療法件数
緩和ケアチーム介入件数
医師数（麻酔医除く）

イ 脳疾患

（内科領域）

- ・急性期から超急性期への成長及び診療機能の充実を図る。

⇒t-PA（血栓溶解療法）及びIVR（血管内治療）の対象患者増加、脳血管内治療医の増員

⇒物忘れ外来から認知症疾患医療センターへの格上げ

⇒パーキンソン病に対するデバイス治療のLCIG（レボドパ・カルビドパ配合剤持続経腸療法）や持続皮下注療法などの先進的治療の導入

- ・従来よりも短期間に回復期リハビリ病院へ転院することを目指す。

⇒回復期リハビリ病院への更なる協力依頼により、転院までの期間を短縮する。

- ・回復期リハビリ病院以外のpost-acuteに対しての後方連携の新規開拓を行う。

⇒転院調整期間の短縮

(外科領域)

- ・持続可能な診療機能を維持する。

⇒休日オンコール体制及び夜間救急応需をマンパワーに合わせ柔軟に対処する。

⇒脳手術件数の増加

- ・専攻医の教育機能を充実させる。

⇒自治医科大学附属病院の重点連携施設としての責務を果たす。

- ・脳手術の量的・質的拡充を行う。

⇒顕微鏡手術から外視鏡手術への転換を図る。

目標指標	令和 10 年度目標値	参考(令和 5 年度実績)
IVR（脳血管内治療） 件数	40件	20件
開頭手術件数	60件	40件

活動指標
転院までの期間の更なる短縮（転院平均日数）
医師の確保（増員）（医師数）
入院診療単価（増加）
開頭クリッピング術（未破裂脳動脈瘤も含む）の増加（件数）
働き方改革の実行

ウ 循環器疾患

- ・救急体制の更なる充実を図る。

⇒24 時間 365 日緊急搬送受入体制の維持

⇒救急搬送された急性心筋梗塞患者への door to balloon time90 分以内の推進

- ・カテーテルアブレーションの更なる充実を図る。

- ・低侵襲治療を推進する。

⇒循環器内科と心臓血管外科のチーム医療体制による経皮的動脈弁留置術（TAVI）の導入及び施設整備（ハイブリッド手術室）

⇒Watchman 手術（経皮的左心耳閉鎖術）の認定施設の取得及び導入

- ・集中治療体制を強化する。

⇒循環器内科と心臓血管外科による循環器センターの整備及び HCU の CCU 化

目標指標	令和 10 年度目標値	参考(令和 5 年度実績)
90分以内の急性心筋梗塞への再灌流件数	100件	99件
冠動脈インターベンション (PCI) 件数	400件	311件
アブレーション件数	200件	80件

活動指標
デバイス治療件数
末梢血管インターベンション (PTA) 件数
循環器内科医師数 (うちアブレーション治療医師数)
心臓血管外科医師数 (うち胸部ステントグラフト内挿術実施医)

エ 消化器疾患

- ・消化器疾患にかかる救急医療体制の維持・向上を図る。

⇒看護師を含むマンパワーの確保

- ・新たな診断技術・治療技術への取組みを行う。

⇒EUS - FNA（超音波内視鏡下穿刺吸引法）の導入

⇒胃粘膜下腫瘍における腹腔鏡・内視鏡合同手術（LECS）の導入

- ・消化管がんの早期発見・治療を行う。

- ・大腸内視鏡検査枠の拡充を行う。

⇒マンパワーの確保による検査枠の増加

- ・消化器内科医の負担軽減を図る。

⇒医師の増員

目標指標	令和 10 年度目標値	参考(令和 5 年度実績)
内視鏡的粘膜下層剥離術 (ESD) 件数	65件	56件

活動指標
上部内視鏡検査件数
下部内視鏡検査件数
胆管膵管造影検査件数（ERCP）

オ 整形外科疾患

- ・ 外傷等の救急医療体制を維持する。
- ・ 整形外科診療の充実を図る。
 - ⇒ 脊椎・人工関節手術等の変性疾患への比重増加
 - ⇒ 医師の増員
 - ⇒ 手術総件数の増加
- ・ 地域の高度先端病院としての機能を維持する。
 - ⇒ 手術支援ロボットの活用

目標指標	令和 10 年度目標値	参考(令和 5 年度実績)
整形外科手術件数	1,000件	670件

活動指標
整形外科入院延患者数（人）
整形外科外来延患者数（人）
整形外科救急患者受入患者数（人）
脊椎手術件数
人工関節手術件数

（３）小児医療の充実

- ・ 栃木県保健医療計画(第 8 期計画)に準じ、2 次医療機関として地域のニーズに応じた総合的な小児医療を提供する。
 - ⇒ 小児救急医療の維持
 - ⇒ 24 時間 365 日の受入体制の維持
 - ⇒ 小児在宅医療支援
 - ⇒ 医療的ケア児への支援
 - ⇒ 呼吸器疾患や免疫性疾患の診療体制の充実
 - ⇒ チーム医療の推進
 - ⇒ 多職種（医師、看護師、心理士、理学療法士など）
 - ⇒ 各行政機関との連携の推進
 - ⇒ 虐待対策等

目標指標	令和 10 年度目標値	参考(令和 5 年度実績)
小児科救急搬送 受入件数	700件	763件

活動指標
小児入院延患者数（人）
小児外来延患者数（人）
小児科救急患者受入件数
食物アレルギー負荷試験実施件数
小児検査患者受入件数
小児レスパイト患者受入件数

(4) 周産期医療の対策

地域のニーズに応えるため、各行政機関（栃木県、小山市）、小山地区医師会、医師の派遣元である大学病院と連携を図り、産科常勤医を獲得し、分娩を伴う産科の再開を目指す。

- ⇒常勤産婦人科医、助産師等スタッフの確保
- ⇒産婦人科診療の段階的な拡大
- ⇒①婦人科疾患の入院手術
- ⇒②正常分娩を目指す。
- ⇒産後ケア事業の維持

活動指標
常勤産婦人科医数
常勤助産師数
婦人科疾患手術数（再開後）
分娩件数（再開後）
産後ケア実施件数

(5) 高度・専門医療を提供する人材の確保と育成

- ・急性期診療の質的・量的なレベルアップに対応できる人材、第 4 期中期計画を達成でき得る人材を、それぞれ育成する。

- ⇒既存の考えに囚われずに共創できる人材を育成するため、定期的な人材採用の他、豊富な知識や経験を持つ人材を積極的に採用する。
- ⇒医師をはじめとした医療従事者にとって魅力的な病院となるよう、必要な医療機器の導入など診療環境の整備を行う。
- ⇒臨床研修プログラムの充実を図り、研修医の積極的な受け入れに努める。

- ⇒幅広い診療科目を有する急性期地域中核病院として、自治医科大学や地域医療機関との連携を強化することにより、学べる環境と経験する場を提供する。
- ⇒職員一人ひとりの成長を促し、組織全体のパフォーマンス向上を目途とし全職員を対象とした階層別研修を実施する。
- ⇒専門職として自立した医療職を育成するために学会・研修等の参加や、専門資格の取得に対するキャリアアップ支援制度を充実させる。
- ⇒医療に携わることを志す実習生を幅広く積極的に受入れ、人材育成に寄与する。

目標指標	令和 10 年度目標値	参考(令和 5 年度実績)
離職率 (%)	9.0%	10.9%
初期臨床研修医数 (人)	8人	5人

活動指標
医師数 (人)
看護師数 (人)
看護補助者数 (人)
医療技術職員数 (人)
事務職員数 (人)
臨床研修指導医資格取得者数 (人)
初期臨床研修医募集定員充足率 (%)
専門看護師数 (人)
認定看護師数 (人)
特定看護師数 (人)
認定看護管理者教育課程取得者数 (人)
診療情報管理士数 (人)
医師事務作業補助者数 (人)
実習生受入件数

3 安全で信頼される医療の提供

(1) 医療安全管理及び感染対策の徹底

(医療安全管理)

- ・医療事故を防止するため、医療安全対策を徹底するとともに、透明性の確保に努め、安全で質の高い医療を継続して提供する。
- ⇒インシデント報告の推奨を行い、報告する文化の浸透・定着を目指し、部署の偏りを是正する。
- ⇒インシデント報告内容の分析を行い、再発防止のための対策立案、実

実践・評価・改善に取り組む。

⇒各部署に配置されるリスクマネージャーの育成に努め、各々の部署で医療安全活動を展開することで環境改善を図り、医療安全文化を醸成する。

⇒医療安全に関わる加算の継続及び質の向上を図る。

⇒医療安全管理室の人的強化を行う。

(院内感染管理)

- ・ 平時から院内感染防止に関する職員教育を徹底し、新たな感染症に対応可能な体制を構築する。

⇒院内感染対策チームを中心に情報の一元化を図り、職員間の情報共有や初動体制を強化し感染拡大防止に努め、医療崩壊を阻止する。

⇒所轄保健所・医師会・近隣医療機関・市役所等と連携し、地域中核医療機関として感染症対策のリーダーシップを発揮する。

⇒院内感染対策室の人的強化を行う。

活動指標
インシデント報告数
ヒヤリハット報告割合
患者相談件数
医療安全研修回数/参加率 (%)
医療安全活動指導員数 (人)
感染症対策研修会回数/参加率 (%)
連携強化加算医療機関数
外来感染対策向上加算に係るカンファレンス参加医療機関数

(2) 患者とともに進める医療の推進とサービスの向上

- ・ 患者の望む医療やケアの提供を行うため、職員の接遇の向上に努める。また、アドバンスケアプランニング (ACP) 等も活用し、多職種の医療スタッフが連携する「チーム医療」体制の維持に努め、さらにデジタルトランスフォーメーション (医療 DX) に対応し、患者の利便性に繋がる院内環境の整備を行う。

(患者中心の医療)

- ・ 複合的で多様化する医療相談・支援に対応する。
- ・ メディエーター・重症患者対応メディエーターの介入を行い患者・家族との対話の促進・サポートを充実させる。
- ・ ACP 普及に積極的に取り組む。

(快適な医療環境の充実)

- ・国が主導する医療 DX に対応し、医療サービスの効率化と質の向上を図る。
⇒オンライン資格確認の定着、電子処方箋の導入
- ・医療 DX の実現に向けた取り組みを推進する。
⇒全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定 DX 等への対応促進
- ・外来待ち時間短縮へ取り組みを進める。
⇒予約システムの見直し、外来患者数適正化、待ち時間を快適に過ごせる環境を整備

(患者満足度向上)

- ・職員全員が患者に寄り添うことを第一に考えたサービスの実践に努める。
- ・入院、外来患者満足度調査の IT 化を進める。

目標指標	令和 10 年度目標値	参考(令和 5 年度実績)
相談窓口での医療相談件数	1,800件	1,655件
入退院支援件数	3,800件	3,638件

活動指標
患者満足度調査集計結果のホームページでの公表
患者サービス向上委員会だよりの発行回数
接遇研修会の実施回数
重症患者対応メディエーター件数

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 自律性・機動性・透明性の高い組織運営

(1)組織マネジメントの強化

- ・病院運営方針を明確にし、PDCA サイクルを有効に活用することにより、目標達成に向けた変革を志向する組織風土の醸成を継続していく。
⇒ICT を活用し DPC データや収支状況などの経営情報をわかりやすくタイムリーに提供し、戦略構築に活かすとともに、職員全体の経営参加を促進する。
⇒BSC (バランス・スコアカード) により病院運営方針を職員に浸透させ、目標管理制度による PDCA サイクルを有効に活用し、年度計画の着実な達成を図る。
⇒コミュニケーションスキル「コーチング」を着実に継続し、人的スキル向

上を図ることで病院全体の組織マネジメントを強化する。

⇒IT を活用した定型業務やシステム間のデータ連携の自動化とともに、AI 技術を組み合わせた非定型業務の自動化やデータ分析を進め、業務効率化を図る。

活動指標
コーチングプロジェクト参加職員数

(2) コンプライアンスの徹底

- ・関係法令を遵守し、行動規範と職員倫理の意識高揚に努める。また、個人情報保護や情報セキュリティ対策を適切に実施するとともに、情報公開や内部通報制度を適切に運用し、組織全体の透明性を確保する。

⇒内部監査制度を確立し、内部統制・監査室による業務監査を行い、法令・規程への規範意識および職員倫理意識を醸成する。

⇒内部通報制度を適切に運用し、法人の自浄作用能力を高める。

⇒内部統制システムの確立及び強化のために定められる「内部統制に関する基本方針規程」の全項目を達成する。

⇒個人情報保護に関する啓発活動や体制整備を通して職員の規範意識を高めることで、個人情報の漏洩数を減少させる。

⇒情報公開を推進していく。

⇒医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 6 版に準じて既存の安全管理体制を見直すとともに、職員の IT セキュリティリテラシーの向上を目的に研修会を実施する。

目標指標	令和 10 年度目標値	参考(令和 5 年度実績)
個人情報関連インシデント件数	18件以下	37件

活動指標
内部監査実施回数
内部通報受理件数
コンプライアンス研修参加者数
情報公開件数

2 働きやすく、やりがいのある病院づくり

(1) 職員のモチベーションアップへの取組の充実

- ・やりがいをもって取り組める職場環境を確保し、職員の能力が十分に発揮で

き、職員の満足度を高める組織づくり・制度づくりに取り組む。また職員の健康維持・増進を図り、福利厚生制度を充実させ、安心して働けるための環境整備を図る。

⇒人事評価について、評価基準、実施方法等の検討を行うとともに、評価者のスキルを向上させ、公平な人事評価を実現する。

⇒社会情勢の変化に対応するため給与制度の見直しを適宜行う。

⇒定期的な職員満足度調査や院内ラウンドの実施により、職員の要望等を把握し、適切な措置を講じる。

⇒健康で安心して働ける職場を維持するため、人間ドック受診、禁煙外来への助成等を実施し職員の健康維持・増進を図る。

⇒院内保育園の利用促進、メンタルヘルスサポート、福利厚生事業の充実などにより、満足度の高い職場への環境整備を図る。

目標指標	令和 10 年度目標値	参考(令和 5 年度実績)
職員満足度（満足と答えた割合）	70.0%	61.6%

活動指標
仕事にやりがいや誇りを感じると答えた割合（％）
システミックコーチング（院内コーチ・SH）人数（人）
健康診断・人間ドック受診率（％）
喫煙率（％）
共済会イベントの参加人数充足率（％）

(2) 働き方改革への対応

- ・職員の意識改革を行いながら、DXを促進し、業務を明確化させ、より効率的、総合的な管理を行うとともに、職員の離職率を下げる職場環境の整備に努める。

⇒出退勤システムにより労働時間の適正管理を行う。

⇒変形労働時間制やフレックス制度を活用し、多様な働き方に柔軟に対応できる勤務制度を構築する。

⇒様々な子育て支援制度や休暇制度、院内保育園や病児保育等の整備により、ライフイベントや家族を支える職員への支援の仕組みを構築する。

⇒医師・看護師の負担軽減のためタスクシェア・タスクシフティングの計画・検証の実施を行う。

⇒AI や RPA 等の DX の導入によって定型業務の時間を削減し、より専門性の高い業務に集中できる時間を増やし、モチベーションアップに繋げる。

活動指標
院内保育園利用者数（人）
育児休業取得割合（％）
育児短時間勤務者数（人）
育児部分休業利用勤務者（人）
長時間勤務実績
医師職（時間/月/人）
看護職（時間/月/人）
医療技術職（時間/月/人）
事務職（時間/月/人）
年次有給休暇取得率（％）
特定行為研修修了者数（人）
医師事務作業補助者数（人）
長時間勤務者の面接指導相談件数（医師・その他（人））
業務効率化を目的にRPAの導入開発を進めていく（導入件数）

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の維持と経営機能の安定化

- ・別館事業の早期実現により、一層の経営機能の強化を図ることで令和10年事業年度における収支均衡を達成する。

⇒医療動向や外的環境の変化を的確に把握し、地方独立法人の特性を十分に生かした機動的で柔軟な意思決定により迅速な対応を実践する。

⇒物価上昇に加え別館建設に伴う初期投資負担による経営コストのさらなる増加が見込まれる環境下、計画期間中の資金収支黒字確保による財務基盤の維持に努める。

目標指標	令和10年度目標値	参考(令和5年度実績)
経常収支比率	100.0%	100.9%

活動指標
自己資本比率（％）
流動比率（％）

2 収益の確保と費用の抑制

(1) 収益の確保

- ・国の医療制度改革や診療報酬改定等、ならびに地域住民の医療ニーズや患者動向の的確な把握と迅速な対応による収益確保に努める。また、診療単価、病床稼働率、平均在院日数など収益確保に向けた数値目標の設定と進捗管理により、目標達成に向け切れ目のない取り組みを行う。

- ⇒地域の医療需要や疾患構成、患者入院経路の変化などの把握と分析により、計画期間中を通して高水準の病床稼働率を維持する。
- ⇒施設基準の新規取得や診療報酬改定への迅速な対応による診療単価の向上を図る。
- ⇒診療報酬の請求漏れ防止や査定減の極小化に努める。

目標指標	令和 10 年度目標値	参考(令和 5 年度実績)
病床稼働率 (%)	93.0	95.2
入院診療単価 (円/人・日)	75,000	68,333
外来診療単価 (円/人・日)	17,000	15,817

活動指標
新入院患者数 (人)
平均在院日数 (日)
DPC 期間Ⅱ内退院率 (%)
DPC 評価係数
診療報酬査定減率 (%)
後発医薬品の数量割合 (%)

(2) 費用の適正化

- 急性期病院としての役割を果たすために要するコストを適切にコントロールするべく、診療材料や医薬品等の適切な調達・管理ならびに費用対効果の検討に努めつつ、医業収支に占める各種費用比率など費用の適正化に向けた数値目標を設定し、経営状況の分析を随時行う。

⇒計画期間中のコスト増加は避けられない中、医業収益の伸びと整合性のある、適正水準の費用比率を堅持する。

⇒従来の慣習にとらわれることなく、新たな視点、手法による物品調達費や経費の適正化に努める。

⇒新たな人的投資や設備投資については、費用対効果や長期財政計画への影響などを検討のうえ実施する。

目標指標	令和 10 年度目標値	参考(令和 5 年度実績)
給与費比率 /対医業収益 (%)	53.2	53.7
材料費比率 /対医業収益 (%)	27.2	25.7
経費比率 /対医業収益 (%)	16.0	15.5

活動指標
地独法の業務運営に関して住民等の負担に帰されるコスト (円)

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域社会への貢献

(1) 地域社会との協働の推進

- ・公的医療機関、地域医療支援病院として様々な情報発信媒体を活用し、各種医療情報の提供を行うことによって地域住民の健康意識高揚の醸成に寄与するとともに、地域の住民ボランティアも活用し「人が集まる病院」を目指す。

(ボランティアとの協働によるサービスの向上)

- ・患者が安心して受診できるよう小山市近郊の住民が活躍できる院内ボランティアを募集し、積極的に活用する。
- ・ボランティアの温かい気持ち等を提供いただき、患者に寄り添った活動を目指す。
- ・活動を通して「奉仕することの喜び」、「患者からいただく活力」をボランティア自身が感じられる環境を整備する。

(住民意識の啓発活動)

- ・「健康都市おやま」を掲げる小山市との連携事業、出前講座、市民公開講座を通じて、地域住民の健康増進と、ACP や救急をはじめとした医療への向き合い方を涵養させていく。
- ・情報発信の効果の検証を行うことで、情報発信の精度を高めていく。

活動指標
ボランティア登録人数
情報発信の効果検証回数

(2) 市政策への協力

- ・小山市の地域医療を守り育てる条例(平成26年9月29日条例第26号)第6条3項に規定する法人の責務を踏まえ、今後も市施策や市事業に対し、積極的に協力する。

⇒小山市が実施する健康の保持増進のための施策に積極的に協力する。

⇒小山市の地域医療を守り育てるための施策に積極的に協力する。

活動指標
おやま地域医療健康大学、命の授業等への講師派遣人数
小山の地域医療を考える市民会議への参加回数
地域完結型医療を育てる会「ポットラックカンファレンス」活動回数

第6 その他業務運営に関する重要事項を達成するために取るべき措置

小山市地域医療推進基本計画の新小山市民病院に課せられた数多くの各種施策の達成を目標に努力する。

第7 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（令和7年度から令和10年度まで）

（百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	44,878
医業収益	43,146
運営費負担金	1,488
その他営業収益	244
営業外収益	1,421
運営費負担金	1,106
その他営業外収益	315
資本収入	3,208
運営費負担金	0
長期借入金	3,200
その他資本収入	8
その他の収入	0
計	49,507
支出	
営業費用	42,634
医業費用	40,624
給与費	20,841
材料費	12,630
経費等	7,152
一般管理費	2,011
営業外費用	377
資本支出	6,069
建設改良費	3,607
償還金	2,342
その他資本支出	120
その他の支出	0
計	49,080

（注1）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計が一致しないものがある。

（注2）期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【人件費の見積】

総額22,852百万円を支出する。この額は、法人の役職員に係る報酬、

基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の見積】

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局長通知）に準じ算定した額とする。

なお、建設改良費及び償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成とする。

2 収支計画（令和7年度から令和10年度まで）

（百万円）

区分	金額
収入の部	46,657
営業収益	45,259
医業収益	42,888
運営費負担金収益	1,488
補助金等収益	244
資産見返補助金戻入	639
営業外収益	1,398
運営費負担金収益	1,106
その他営業外収益	292
臨時収益	0
支出の部	46,835
営業費用	44,390
医業費用	42,359
給与費	20,872
材料費	11,483
経費等	6,809
減価償却費	3,195
一般管理費	2,031
営業外費用	2,445
臨時損失	0
純利益	▲177
目的積立金取崩額	0
総利益	▲177

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計と一致しないものがある。

3 資金計画（令和7年度から令和10年度まで）

（百万円）

区分	金額
資金収入	55,836
業務活動による収入	46,299
診療業務による収入	43,146
運営費負担金による収入	2,594
補助金等による収入	244
その他の業務活動による収入	315
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
財務活動による収入	4,567
長期借入による収入	3,200
短期借入金による収入	1,359
その他の財務活動による収入	8
令和6年度からの繰越金	4,970
資金支出	50,439
業務活動による支出	43,011
給与費支出	22,852
材料費支出	12,630
その他の業務活動による支出	7,529
投資活動による支出	3,727
固定資産の取得による支出	3,607
その他の投資活動による支出	120
財務活動による支出	3,701
長期借入金等の返済による支出	2,342
短期借入金の返済による支出	1,359
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	5,397

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と一致しないものがある。

（注2） 短期借入金による収入及び返済による支出は、栃木県公的医療機関等整備資金貸付金である。

第8 短期借入金の限度額

1 限度額

1,000百万円とする。

2 想定される短期借入金の発生事由

- (1) 賞与支給による一時的な資金不足や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給など偶発的な出費への対応
- (2) 栃木県公的医療機関等整備資金貸付金の借入

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 無し

第10 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余が生じた場合は、病院施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、長期借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業等、将来の資金需要に対応するため預金等に充てる。

第11 料金に関する事項

1 診療料等

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額。
- (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額。
- (3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額。

2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を減免することができる。

3 料金の返還

既に納めた料金については、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第 1 2 地方独立行政法人新小山市民病院の業務運営等に関する規則（平成 25 年小山市規則第 8 号）に定める事項

1 施設及び設備に関する計画（令和 7 年度から令和 10 年度まで）

（百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、 医療機器等整備	総額 3, 6 0 7	小山市長期借入金等

（注 1）金額については、見込みである。

（注 2）各事業年度の小山市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 中期目標の期間を超える債務負担

長期借入金償還債務（長期リース債務を含む）

（百万円）

	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金償還 債務	2, 3 4 2	5, 9 1 1	8, 2 5 3

3 積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間の繰越積立金は、施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 12 日提出

小山市長 浅 野 正 富

（提案理由）

監査委員の ^{こみね}小峰 ^{よしのり}儀則 氏は令和 7 年 2 月 19 日付をもって任期満了となる
ため、同氏を再任することについて、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、
議会の同意を求めるため、提案するものである。

氏 名	住 所	生 年 月 日
小峰 儀則	小山市大字今里 338 番地	昭和 32 年 5 月 27 日

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月12日提出

小山市長 浅野 正 富

（提案理由）

教育委員会委員の おくなか えいじ 奥中 栄二 氏は、令和7年3月31日をもって任期満了となるので、同氏を再任することについて、議会の同意を求めるため、提案するものである。

氏 名	住 所	生 年 月 日
奥中 栄二	小山市大字羽川147番地19	昭和23年3月31日

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 12 日提出

小山市長 浅 野 正 富

（提案理由）

固定資産評価審査委員会委員の おがわ ひろし 小川 浩 氏は令和 7 年 3 月 16 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるため、提案するものである。

氏 名	住 所	生 年 月 日
小川 浩	小山市大字鏡 9 4 6 番地	昭和 31 年 12 月 31 日

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 2 月 12 日提出

小山市長 浅 野 正 富

專決第 23 号

專 決 処 分 書

道路管理の瑕疵による車両損傷事故に対し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年12月11日

小山市長 浅野 正 富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年11月4日（月）午後6時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字東野田2342番地10 地先 |
| 3 | 事故の相手方 | [redacted]
[redacted] |
| 4 | 事故発生状況 | 市道管理の瑕疵により、通行中の車両を損傷させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 19,635円 |
| 6 | 和解の条件 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

專決第24号

專 決 処 分 書

道路管理の瑕疵による車両損傷事故に対し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月15日

小山市長 浅野 正 富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年10月13日（日）午後6時00分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字犬塚8番地2 地先 |
| 3 | 事故の相手方 | [redacted]
[redacted] |
| 4 | 事故発生状況 | 市道管理の瑕疵により、通行中の車両を損傷させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 2,913円 |
| 6 | 和解の条件 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年2月12日提出

小山市長 浅野 正 富

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 1 月 2 2 日

小山市長 浅 野 正 富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 5 年 1 1 月 1 4 日（火） 午前 1 0 時 1 0 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字渋井 8 2 7 番地 1 地先
島田橋東側交差点 |
| 3 | 事故の相手方 | <div></div> <div></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 交差点で停車中に、交差点に進入してきた大型車に進路を譲るために後進したところ、停車中の相手方車両と接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 1 0 3, 6 4 2 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日

小山市長 浅 野 正 富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 6 年 3 月 2 9 日（金） 午後 3 時 3 0 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字立木 6 3 6 番地 2 地先
ファミリーマート上立木店 駐車場 |
| 3 | 事故の相手方 | 
 |
| 4 | 事故発生状況 | 駐車場内走行中に、後退してきた相手方車両に接触された。 |
| 5 | 損害賠償額 | 市 3 4, 2 0 0 円
(相手方 2 3 6, 8 8 3 円) |
| 6 | 承諾の内容 | 双方の損害賠償額を相殺し、相手方は市に 2 0 2, 6 8 3 円を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |